

第2期南あわじ市地域福祉計画



令和4年3月

南あわじ市

はじめに

昨今、少子化による人口減少、高齢化や核家族化の進行、生活様式や価値観の多様化などにより家族の絆や地域社会のつながりの希薄化が進み、地域において助け合いのできる関係性が崩れてしまうことが懸念されています。

一方で、非正規雇用者の増加等の社会変化により、従来の制度が想定していた支援の対象にはあてはまらない生活の困難さを抱える人も増えています。

更に、新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域の活動やイベントの縮小・中止が相次ぎ、人と人とのふれあいやつながりの抑制に拍車がかかっています。

このような状況に直面することにより、改めて、互いに助け合い、支え合う地域社会づくりの重要性が認識されております。

本市では、平成24年3月に南あわじ市地域福祉計画を策定して以降、「5万人が助け合う ふれあい共生のまち 南あわじ」を実現するため、お互いに助け合い、支え合いながら、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていくことができるような地域福祉の推進に努めてまいりました。

このたび策定した「第2期南あわじ市地域福祉計画」では、「市民だれもが助け合う ふれあい 共生のまち 南あわじ」を基本理念に掲げ、これまで育まれてきた地域力をこれからも維持していくため、福祉に関する教育・学習の場の促進などの取組により地域の未来を担う人づくりを進めるとともに、地域ネットワークの強化や総合的かつ包括的な支援体制の整備など新たな取組による地域力の発展を目指し、地域共生社会の実現に努めてまいります。

今後も、地域福祉活動を担う市民の皆様や関係団体の皆様と対話を重ね、一人ひとりに寄り添いながら、これまで以上に地域福祉施策を推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたりまして、貴重なご意見・ご提言をいただきました地域福祉計画策定委員の皆様をはじめ、市民アンケート調査にご回答くださいました市民の皆様、ヒアリング調査にご協力いただきました関係団体の皆様に、心から感謝とお礼を申し上げ、ごあいさついたします。

令和4年3月

南あわじ市長 守本 憲弘



目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 地域福祉とは	1
2 計画策定の趣旨・背景	2
3 地域福祉に関する国等の動向	3
4 計画の性格と位置づけ	6
5 計画の策定方法	8
6 地域のとらえ方	9
第2章 南あわじ市の地域福祉を取り巻く現状と課題	10
1 統計データ等からみる南あわじ市の状況	10
2 アンケート調査等からみる南あわじ市の状況	18
3 地域福祉の推進に向けた課題	40
第3章 計画の基本的な考え方	43
1 基本理念	43
2 基本目標	44
3 施策の体系	46
第4章 施策の展開	47
基本目標1 地域の未来を担う人づくり	47
基本目標2 地域で互いに支え合う仕組みづくり	50
基本目標3 安心して暮らせる環境づくり	55
第5章 計画の推進に向けて	58
1 計画の周知	58
2 協働による計画の推進（それぞれの役割）	58
3 社会福祉協議会との連携	60
4 計画の進行管理と評価	60
資料編	61
1 計画策定の経過	61
2 南あわじ市地域福祉計画策定委員会条例	62
3 南あわじ市地域福祉計画策定委員名簿	64
4 用語解説	65

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉とは

「地域福祉」とは、

ちいき に関わるさまざまな人の力で、**ふ** だんの **く** らしの **し** あわせを
支え合う取り組みをいいます。

私たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化・核家族化の進行、経済成長の停滞、地域の連帯感の希薄化などにより、これまでとは異なった状況になってきています。

地域の住民一人ひとりが安心して暮らせる環境と幸せな生活を実現し、地域福祉を実現していくためには、それぞれの地域の特性に合わせた福祉サービスの提供だけでなく、地域住民がともに支え合い、助け合っていくことが大切です。

すべての市民一人ひとりの生活様式を大切にしながら、高齢、障がい、その他のさまざまな事情から福祉サービスを必要とするようになって、これまでの家族、友人、知人とのつながりを大切に、文化やスポーツ、芸術、趣味などの社会的な活動に参加していくことで、誰もが自分らしく、誇りをもって、地域の一員として安心していきいきと暮らすことができる福祉のまちづくりの実現が「地域福祉」です。

市民だれもが地域で支え合う仕組みづくりに行政が取り組むことで、さまざまな機関や団体、企業そして市民が協働しながら、市民自身による「自助」と地域住民等がお互いに助け合う「互助」の機能を高めていきます。

2 計画策定の趣旨・背景

わが国は、急速な少子高齢化に伴い、高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯といった高齢者のみの世帯が増加し、要介護者が増加している中で、人口減少により、急激な介護力不足が予想されています。

さらに、地域コミュニティの変容による住民同士の関係の希薄化により、地域の子育て力や見守り力の低下に伴う保護者の孤立や児童虐待、また、フリーターやニート、ひきこりの増加に加え、高齢化が相まって顕在化している 8050 問題、格差社会を背景に顕在化している生活困窮者問題や子どもの貧困問題、発達障がいやその疑いのある子どもの増加、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケアを抱える世帯）の増加など、世代等を超えた複雑多様な生活課題、制度の狭間にある地域福祉的な課題に対応していくことが求められています。

このような社会状況にあるなか、国では、子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、すべての人々が一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざした取り組みを始めており、本市でもその対応が求められています。

多様で複雑になる福祉ニーズへの対応は、これまでの公的サービスのみでは難しい状況にあるため、子どもから高齢者まで、すべての市民がいつまでも住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるような地域づくりのために、何かあった時に住民同士が助け合える関係を構築しておくことが大切です。また、地域住民をはじめ、保健、医療、介護、福祉、ボランティア等に携わる方がネットワークを一層強化し、課題解決に取り組んでいくことが重要です。

本市においては、これまで地域におけるさまざまな福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、平成 24 年（2012 年）3 月に「第 1 期地域福祉計画」を策定し、福祉サービス基盤の整備・充実や地域住民、事業者、関係団体などの主体的な福祉活動への取り組み支援などの施策を進めてきました。

本計画は、「第 1 期地域福祉計画」が令和 3 年度（2021 年度）で終了することから、国や県、社会の動向を踏まえ、地域における福祉課題を再度整理し、市民、関係団体、企業・事業者、社会福祉協議会、行政等が協力して課題解決に取り組むことをめざし、市民のニーズなどを踏まえつつ、さらなる地域福祉の推進を目指して策定するものです。

3 地域福祉に関する国等の動向

(1) 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代のすべてが 75 歳以上の後期高齢者となる令和 7 年（2025 年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

本市においては、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として、地域包括支援センターを 1 か所、身近な地域における相談及び見守り体制の充実を図るため、在宅介護支援センター 5 か所をランチとして位置づけ、高齢者及びその家族からの相談に対応するワンストップ相談窓口としての機能や関係機関との連絡調整機能の強化を図っています。

(2) 生活困窮者自立支援制度の導入

失業や疾病の罹患など突発的な困難が生じたことによる社会からの孤立、長期的な景気低迷等の影響を受けて経済的に困窮する人が増加している状況を踏まえ、最後のセーフティネットである生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、生活困窮者に対する、いわゆる「第 2 のセーフティネット」の充実・強化を図ることを目的として、平成 25 年（2013 年）12 月に「生活困窮者自立支援法」が成立しました。

同法に基づき導入された生活困窮者自立支援制度では、経済的課題だけでなく、本人の状況に応じ、できる限り幅広い支援を行うこと、さらに生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、社会資源の開発などを通じて、住民が「相互に支え合う」地域づくりを目指すこととしています。

本市においても、経済的な問題などで生活にお困りの方を対象に、自立支援相談員による相談援助や住居確保給付金の支給などを行うとともに、NPO に委託して日常生活の維持に必要な一時的な宿泊場所と食事等の提供による安全な居場所を確保するなどの支援策を用意しています。

(3) 社会福祉法の改正と地域共生社会の実現

平成 28 年（2016 年）6 月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のさまざまな人たちが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を目指すこととされました。

「我が事・丸ごと」地域共生社会とは、これまで分野や対象者ごとに整備されてきた「縦割り」の仕組みを見直すとともに、地域におけるすべての関係者が「他人事」ではなく「我が事」として地域の生活課題を受け止め、「くらし」と「しごと」の全般まで含めて「丸ごと」対応していく社会のことを言います。人・分野・世代を超えて、相互に支える・支えられる関係が不可欠であることから、この社会の実現に向けた地域福祉の一層の推進が求められています。

（４）さまざまな差別の解消に向けた取り組み

さまざまな差別の解消に向けて、国において、平成 28 年（2016 年）にいわゆる「人権三法」と言われる、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」を施行し、個別の人権問題の解決に向けた法律が整備されました。

これらの法律には、差別的な言動に対する相談・教育・啓発活動の実施、障がい者を理由とした不当な差別的取扱いの禁止、事業者や行政機関・地方公共団体への「合理的配慮」の義務などが明記されており、障がいの有無や民族・国籍などの違いを豊かさとして、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会を作ることを目指しています。

本市においても、誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けて、障がいのある人の権利と人権擁護のため、「南あわじ市権利擁護センター」を開設し、各種相談への対応や自立や社会参加に向けた支援を行っています。

（５）成年後見制度の利用促進に向けた取り組み

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、平成 28 年（2016 年）5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

この法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとされており、平成 29 年（2017 年）3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。

また、市町村に対しても、成年後見制度の利用の促進に向けて自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し実施する責務が定められ、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用促進施策に関する基本的な計画を策定するよう努めることとしています。

（６）重層的支援体制整備事業

令和 2 年（2020 年）6 月に、「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が国会で可決・成立しました。改正法では、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制を構築することを目的に、「属性を問わない相談体制」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を目的とする「新しい支援事業」のほか、社会福祉法人を中心とする「社会福祉連携推進法人」を新たに創設することとしています。

市町村においては、市町村の責務を具体化し、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にするために、地域の力と公的な支援体制があいまって、地域生活課題を解決するための重層的な支援体制の整備に努めることが規定されています。

(7) SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGsは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする国際社会全体の開発目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）で構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

日本においても、政府にSDGs推進本部が設置され、平成29年（2017年）12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」において「SDGsの推進は、地方創生に資するものであり、その達成に向けた取り組みを推進していくことが重要」とされています。

本市の地域福祉の取り組みは、「市民だれもが助け合う ふれあい 共生のまち 南あわじ」を目指すことを掲げ、SDGsの実現においても不可欠な取り組みといえます。

本計画は、地域福祉と特に関連が大きいと言える「ゴール3 すべての人に健康と福祉を」、「ゴール1 貧困をなくそう」、「ゴール10 人や国の不平等をなくそう」をはじめ、さまざまな取り組みを連動させることで、持続可能な地域と福祉の仕組みをつくっていくことが期待されます。



4 計画の性格と位置づけ

(1) 法的位置づけ

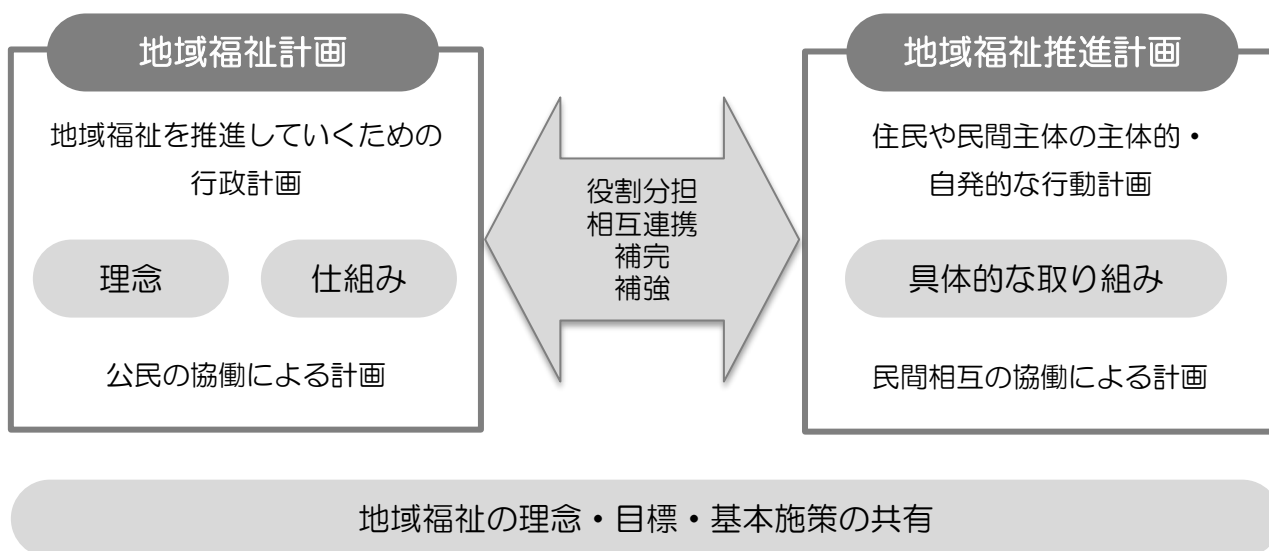
「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」を図るため、同法第107条の規定に基づき、地方公共団体が行政計画として策定する計画です。

(2) 地域福祉推進計画との関係

地域福祉計画は、「地域の支え合い・助け合いによる地域福祉」を推進するため、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人のつながりを基本とし「顔の見える関係づくり」や「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

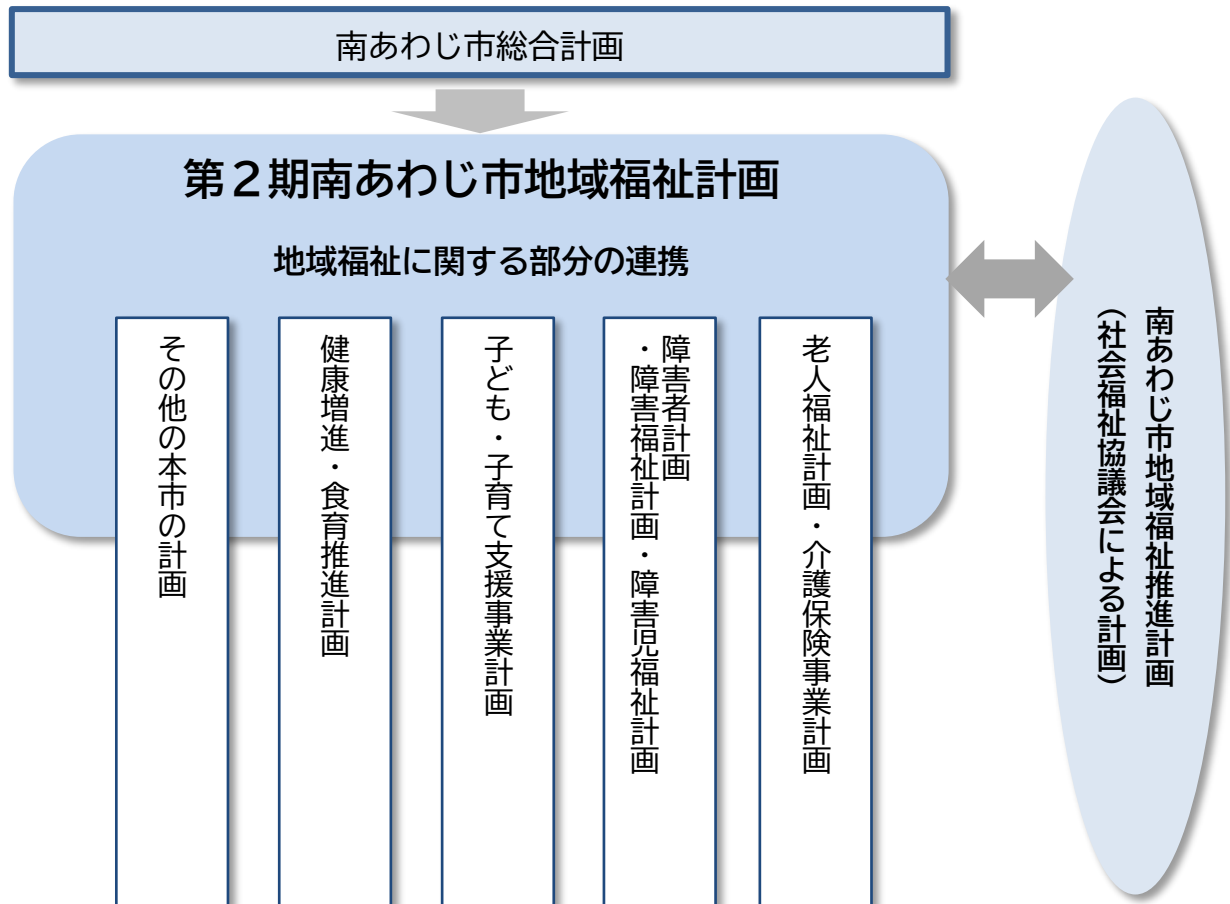
地域福祉推進計画は、地域福祉の推進を目指して、社会福祉協議会が中心となり、地域住民や住民組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO、福祉事業者などの民間団体等による福祉活動の自主的・自発的な行動計画です。

地域福祉推進のための基盤や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための、地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉推進計画」は、地域福祉の推進を目的として相互に連携する必要があることから、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら、地域福祉を進展させていきます。



(3) 市の他の計画との関係

本計画は、第2次南あわじ市総合計画を上位計画とし、福祉の分野だけでなく、防災、教育、まちづくりなどあらゆる分野において地域福祉に関する部分との連携や調整を横断的に図りながら、これらの計画を包括し、各計画の施策を推進する上での共通理念を示すものです。



(4) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度（2022年度）を初年度として令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行うこととします。

5 計画の策定方法

本計画は、現状を把握するためにアンケート調査や地区懇談会を実施するとともに、計画の策定にあたっては策定委員会での協議を行うなど、積極的な住民参加を得ながら策定しました。

また、社会福祉協議会で策定する「地域福祉推進計画」との連携を強化するため一体となって調査し、計画策定を行いました。

(1) 南あわじ市地域福祉計画策定委員会における審議

学識経験者、関係団体の代表者などで組織する「南あわじ市地域福祉計画策定委員会」を開催し、計画についての検討・審議を行い、その結果を計画の策定に反映させました。

(2) 市民アンケート調査

市民のニーズを的確に把握し、地域福祉に関する実態を踏まえた計画とするため、市内にお住まいの18歳以上の2,000人の方を対象としたアンケート調査を実施しました。

(3) 地区懇談会

地域福祉の主体である地域住民が、「自分たちの地域をどうしたいか」を話し合い、意見を交換する場として、また、地域内のさまざまな福祉活動者や当事者、施設などが連携するきっかけとなる機会づくりとして、市内4地区において「地区懇談会」を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

市民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

■実施期間：令和4年（2022年） 1月 1日（土）～ 1月 31日（月）

■意見提出：2名（意見件数3件）

6 地域のとらえ方

地域福祉では、地域に生活する住民にしか見えない生活課題や身近でなければ早期発見しにくい課題に取り組むことになります。つまり地域福祉活動はそのような課題が見えやすい小さな圏域で行われるものとなります。

世帯数や住民の年齢層の違いなど各地域によって生活課題や活動内容は異なることから、この計画でいう小地域とは「旧小学校区圏域」を基本としながら、活動の目的や対象者、その内容に応じて南あわじ市内の活動圏域を重層的にとらえ、活動していきます。

■ 地域福祉を推進するための圏域のイメージ

第1層 市全域 ～ 制度や施策につなげるエリア

- 事業所や企業、行政などが、地域の課題などをふまえて、必要な資源やサービスを開発していきます。
- また、横断的な相談窓口の仕組みをつくっていきます。

第2層 旧町（4地域）～ 地域と専門職がつながるエリア

- 小地域では解決できない課題について、情報共有やサービスへつなげる場として、ネットワークづくりに取り組みます。

第3層 旧小学校区圏域（21地区）～ みんなの力をつなぐエリア

- 地域の行事やイベントを通じて、それぞれの顔が見える関係性をつくっていきます。
- 話し合いを通じて困りごとの共有や 解決に向けて取り組みます。

第4層 自治会・隣保 ～ ご近所つながりエリア

- ご近所や隣保でのつながりや見守りは地域福祉活動の基盤です。身近なところでさまざまな人が「集える場」づくりや、交流する機会を増やし、地域での支え合い活動をすすめていきます。

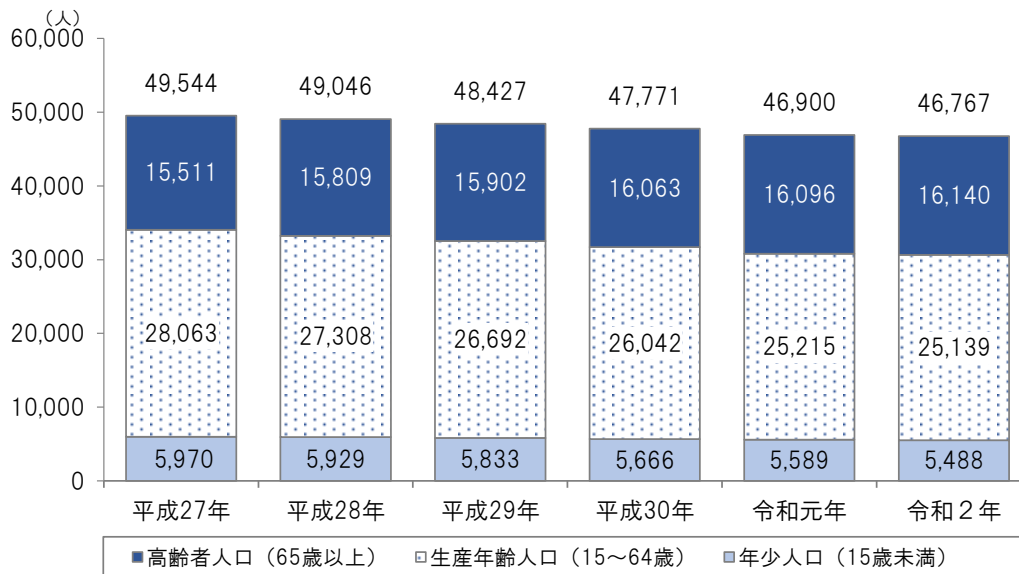
第2章 南あわじ市の地域福祉を取り巻く現状と課題

1 統計データ等からみる南あわじ市の状況

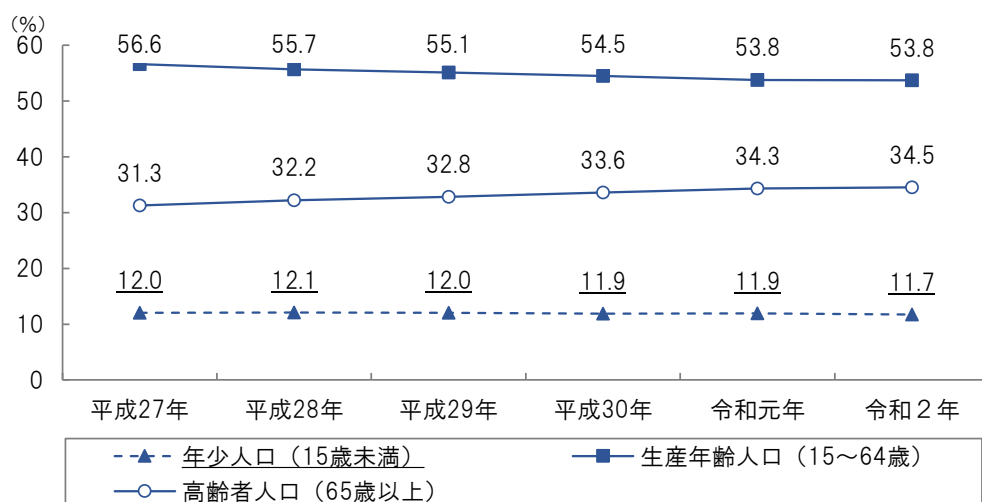
(1) 人口の推移

南あわじ市の人口は年々減少傾向にあり、令和2年（2020年）3月末現在の人口は46,767人となっています。一方、高齢者人口は年々増加し、令和2年（2020年）3月末現在で16,140人、高齢化率は34.5%となっています。

《年齢3区分人口の推移》



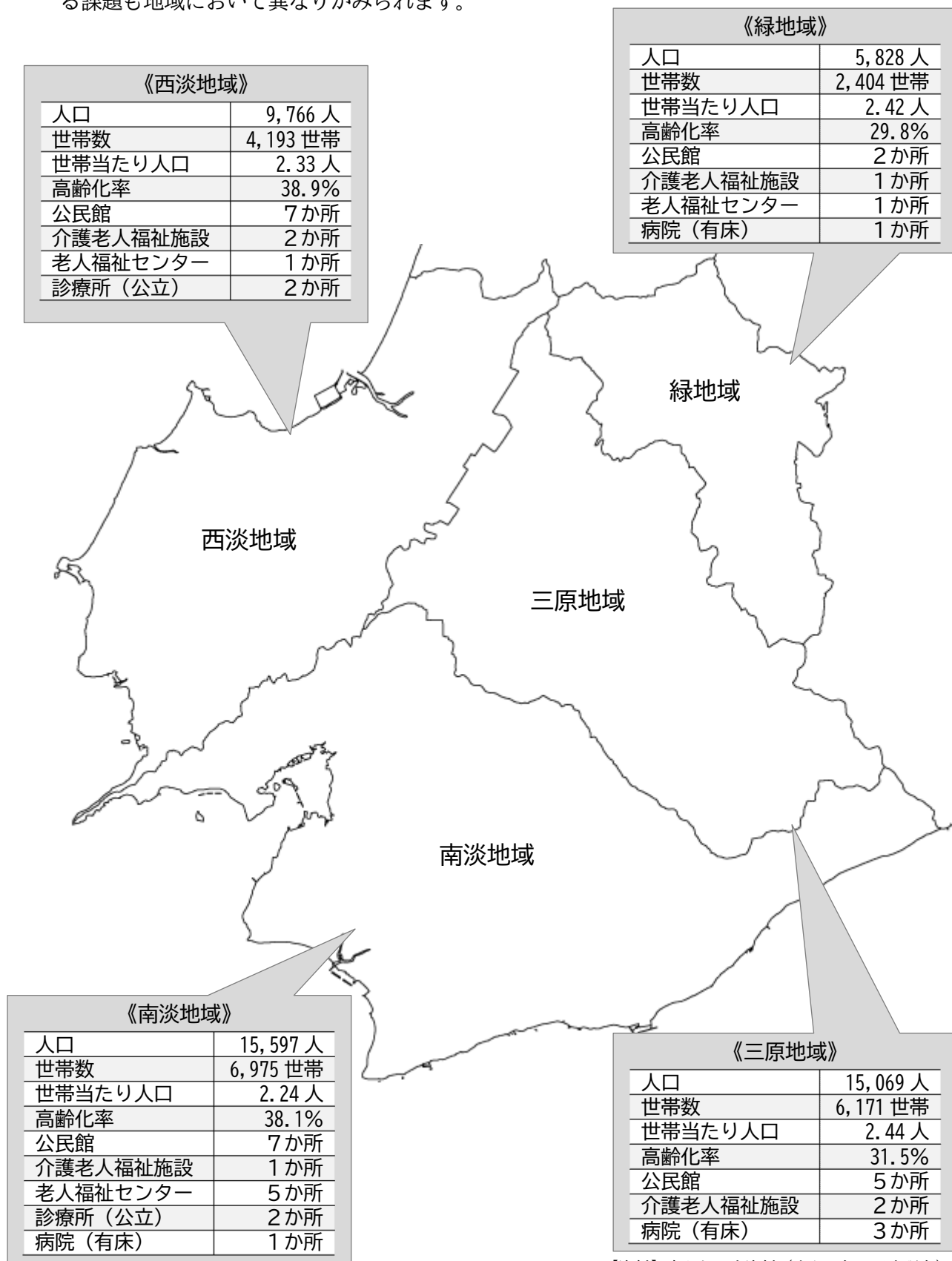
《年齢3区分人口構成比の推移》



【資料】南あわじ市資料（各年3月末現在）

(2) 地域ごとの状況

本市の地域別の状況をみると、保健・福祉施設や公民館などの地域資源に差があり、抱えている課題も地域において異なりがみられます。



【資料】南あわじ市資料（令和3年3月末現在）

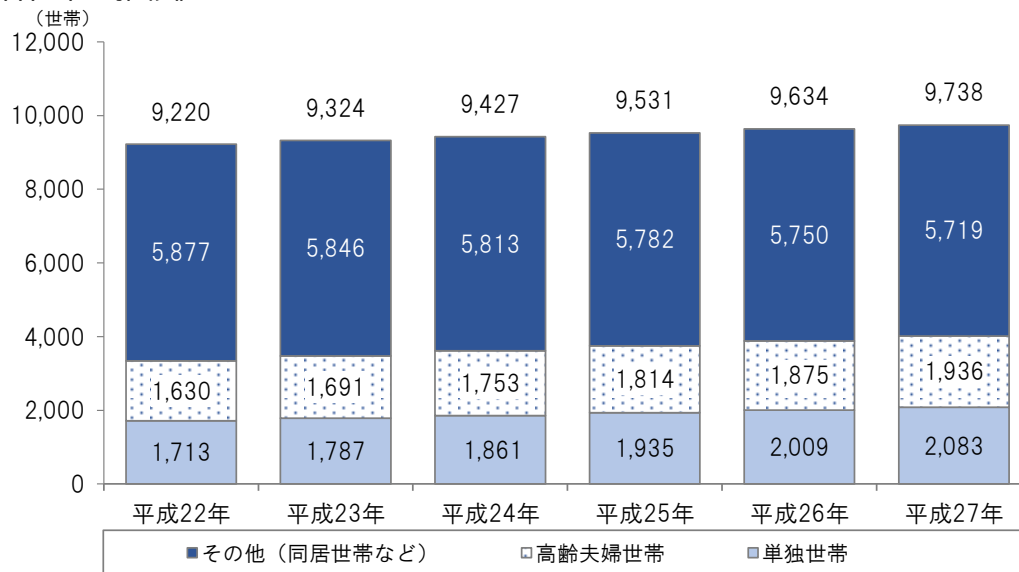
(3) 高齢者の状況

① 高齢者のいる世帯の状況

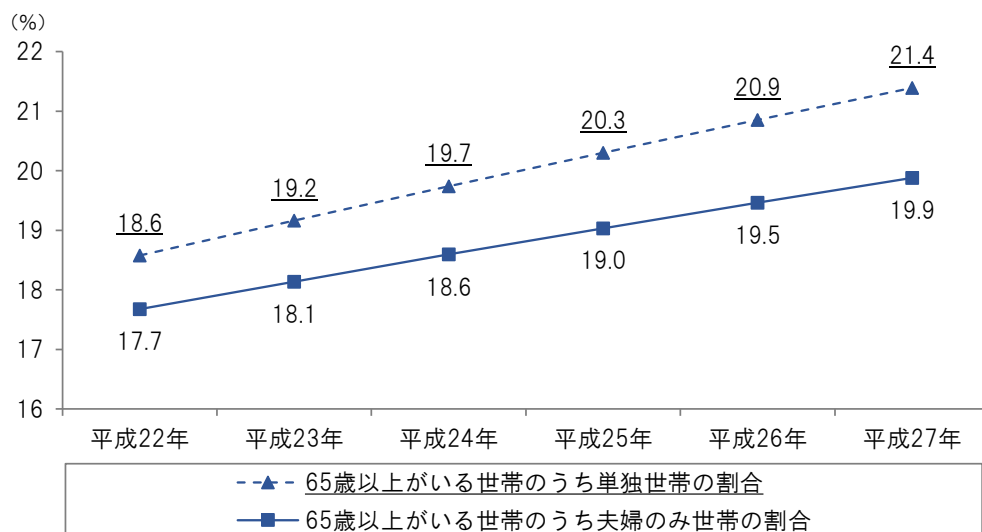
65歳以上がいる世帯は増加傾向にあり、平成27年（2015年）では9,738世帯と、平成22年（2010年）の9,220世帯から518世帯増加しています。

65歳以上がいる世帯のうち単独世帯の割合も年々上昇し、平成27年（2015年）では21.4%となっています。

《高齢者世帯の推移》



《単独世帯・夫婦のみ世帯割合の推移》



【資料】南あわじ市老人福祉計画及び介護保険事業計画

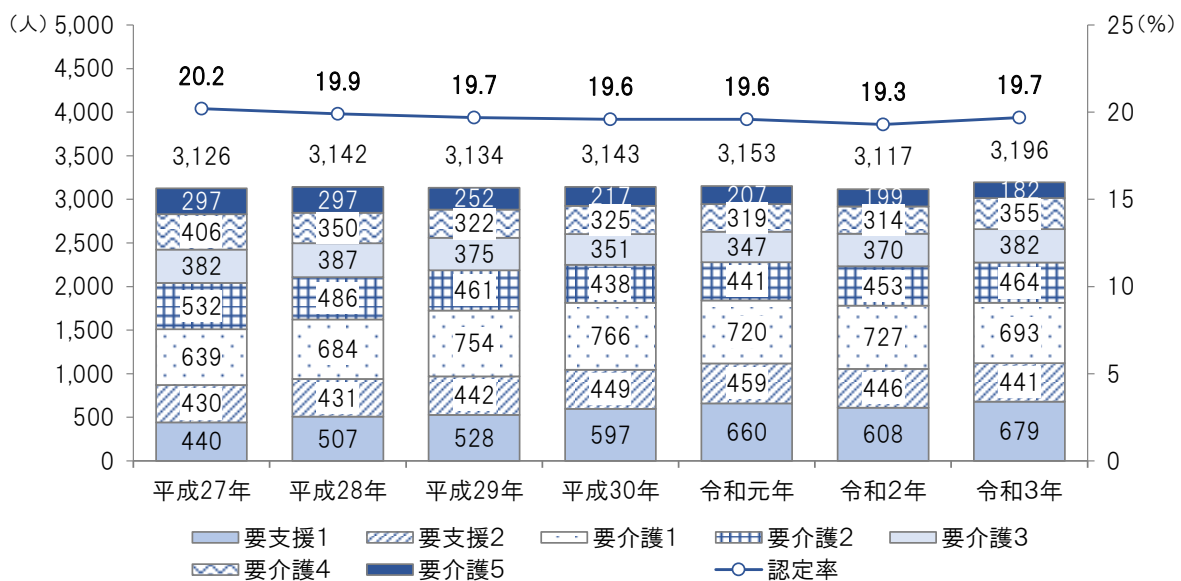
② 要介護認定者数の推移

要介護認定者数の推移をみると、平成27年（2015年）以降、横ばい傾向となっていたものの、令和3年（2021年）3月末時点では3,196人とやや増加しています。

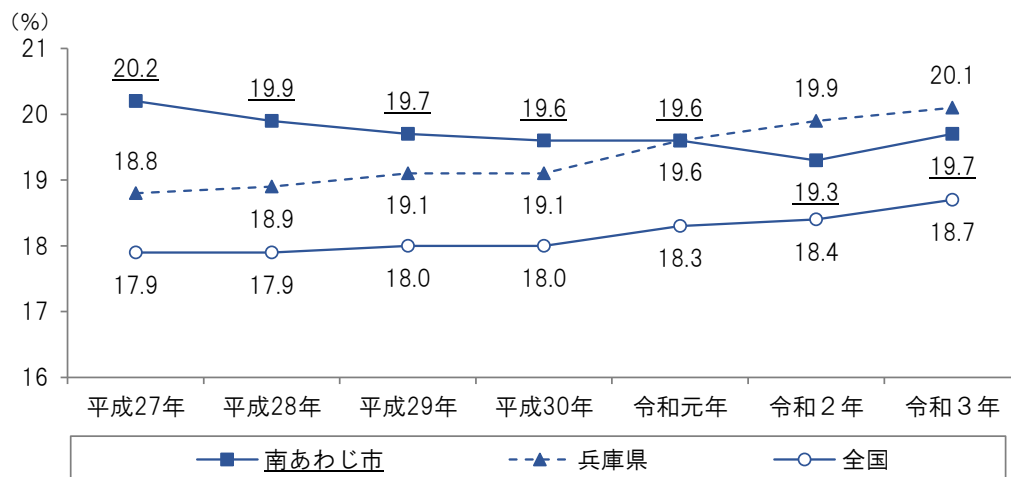
認定率でみると、平成27年（2015年）以降、横ばい傾向となっており、令和3年（2021年）3月末時点で19.7%となっています。認定率を全国・兵庫県と比較すると、兵庫県に比べるとやや低い数値で推移しています。

今後の高齢化に伴い、さらに要介護認定者数の増加が見込まれます。

《要介護認定者数の推移》



《認定率の推移（全国・兵庫県との比較）》

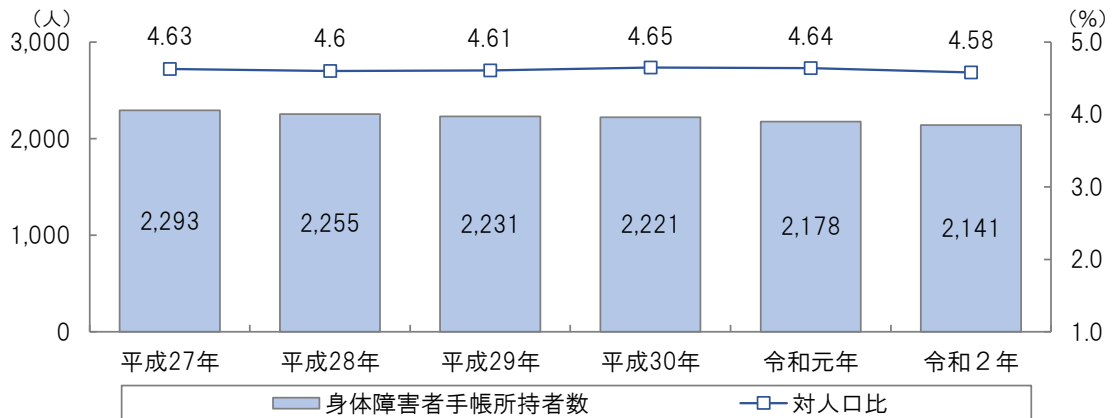


【資料】平成27年～令和元年：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（各年3月末現在）
令和2年・令和3年：「介護保険事業状況報告（3月月報）」（各年3月末現在）

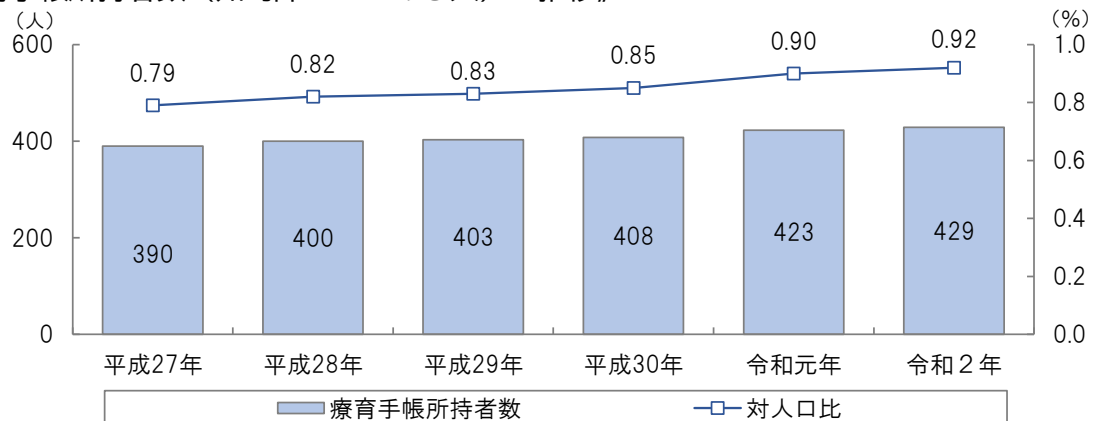
(4) 障がいのある人の状況

障がいのある人の状況は、身体障害者手帳所持者（身体障がいのある人）はやや減少傾向となっているのに対し、療育手帳所持者（知的障がいのある人）、精神障害者保健福祉手帳所持者（精神障がいのある人）はやや増加傾向となっています。

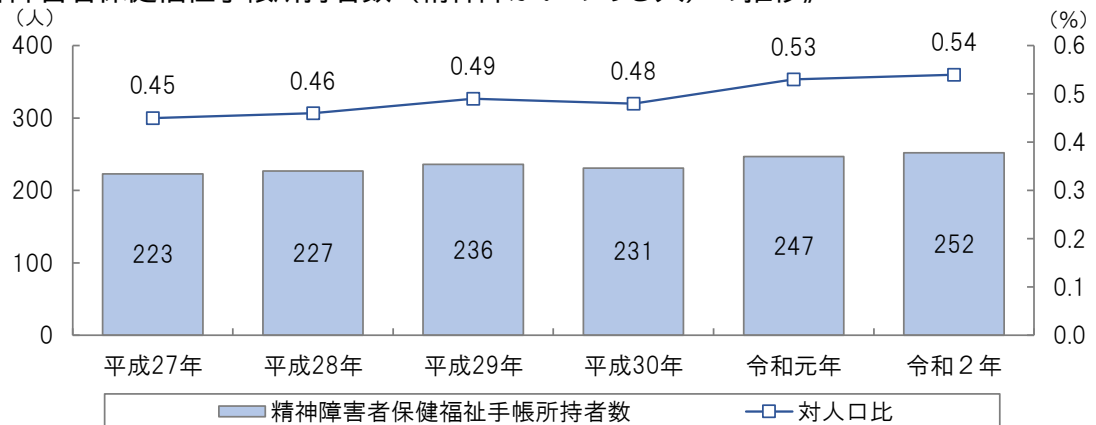
《身体障害者手帳所持者数（身体障がいのある人）の推移》



《療育手帳所持者数（知的障がいのある人）の推移》



《精神障害者保健福祉手帳所持者数（精神障がいのある人）の推移》



【資料】南あわじ市（各年3月末現在）

(5) 子どもの状況

① 子どものいる世帯の状況

総世帯数はやや増加傾向にありますが、「6歳未満及び18歳未満の子どもがいる世帯」は減少しており、令和2年（2020年）の「6歳未満の子どもがいる世帯」は1,353世帯、「18歳未満の子どもがいる世帯」は3,462世帯となっています。

また、「18歳未満の子どもがいる世帯」のうち、母子世帯・父子世帯を合わせた「ひとり親世帯」（核家族世帯）は267世帯で、18歳未満の子どもがいる世帯数の1割近くとなっています。

《子どもがいる世帯のうち、ひとり親世帯数の状況》

		平成27年（2015年）		令和2年（2020年）	
		世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)
総世帯数		16,940	100.0	17,011	100.0
	6歳未満の子どもがいる世帯	1,565	9.2	1,353	8.0
	18歳未満の子どもがいる世帯	3,979	23.5	3,462	20.4
	うち母親と子どもの核家族世帯	290	1.7(7.3)	244	1.4(7.0)
	うち父親と子どもの核家族世帯	32	0.2(0.8)	23	0.1(0.7)

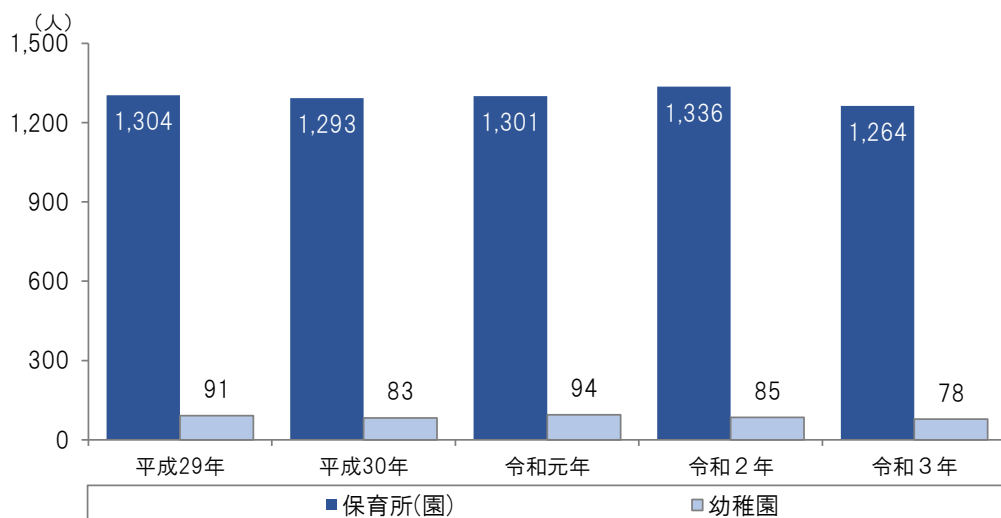
※（ ）内は、「18歳未満の子どもがいる世帯数」に対する比率

【資料】国勢調査（各年10月1日現在）

② 入園児童の推移

入園児童の推移をみると、保育所（園）、幼稚園ともに、平成29年（2017年）以降、横ばい傾向となっていたものの、令和3年（2021年）時点では、保育所（園）では1,264人、幼稚園では78人とやや減少しています。

《入園児童の推移》



【資料】南あわじ市資料（各年3月末現在）

(6) 生活の生きづらさに関する状況

	関連項目	件数・人数	期間・時点	情報元
1	生活保護相談件数	116 件	令和 2 年度	市福祉課
2	生活保護受給世帯数	266 世帯・337 人	令和 2 年度	市福祉課
3	自立相談支援機関相談件数	104 件	令和 2 年度	市福祉課
4	地域福祉権利擁護事業契約者	26 件	令和 2 年度末	南あわじ市社会福祉協議会
5	小口資金貸付制度利用者数	195 件 (うち特例貸付 193 件)	令和 2 年度	南あわじ市社会福祉協議会
6	児童扶養手当受給者数	305 世帯	令和 2 年度末	市子育てゆめるん課
7	準要保護児童数 (就学援助費受給者)	小学校 17% 中学校 17%	令和 2 年度末	市学校教育課
8	高齢者虐待認定人数	1 人	令和 2 年度	市長寿・保険課
9	高齢者虐待通報件数	11 件	令和 2 年度	市長寿・保険課
10	障がい者虐待認定人数	2 人	令和 2 年度	市福祉課
11	障がい者虐待通報件数	2 件	令和 2 年度	市福祉課
12	児童虐待相談件数	91 件	令和 2 年度	市子育てゆめるん課
13	福祉医療助成対象者数	6,423 人	令和 2 年度末	市長寿・保険課
14	小中学校不登校児童率	小学校 0.6% 中学校 2.7%	令和 2 年度末	市学校教育課
15	自殺者数	3 人	令和元年	保健統計年報 (人口動態調査)
16	市県民税滞納者数	881 人	令和 2 年度末 (令和 3 年 5 月末)	市税務課
17	国民健康保険税滞納者数	1,010 人	令和 2 年度末 (令和 3 年 5 月末)	市税務課
18	後期高齢者医療保険料滞納者数	56 人	令和 2 年度末 (令和 3 年 5 月末)	市長寿・保険課

	関連項目	件数・人数	期間・時点	情報元
19	介護保険料現年度滞納者数	207 人	令和 2 年度末 (令和 3 年 5 月末)	市長寿・保険課
20	水道料金滞納者数	187 人	令和 2 年度末 (令和 3 年 5 月末)	淡路広域水道企業団
21	下水道使用料滞納者数	54 人	令和 2 年度末 (令和 3 年 5 月末)	市下水道課
22	市営住宅使用料滞納者数	56 人	令和 2 年度末 (令和 3 年 5 月末)	市建設課
23	保育園・幼稚園など保育料滞納者数	6 人	令和 2 年度末 (令和 3 年 5 月末)	市子育てゆめるん課
24	単独世帯	4,738 世帯	令和 2 年	国勢調査
25	離婚件数	69 件	令和元年	人口動態調査
26	住民税非課税世帯数	5,800 世帯	令和 2 年度	市税務課

2 アンケート調査等からみる南あわじ市の状況

(1) 市民アンケート調査

地域住民が支え合い、誰もが安心して暮らせる福祉社会の実現に向けて、市民の地域福祉に関する現状や意見を把握し、市の施策や計画の基礎資料とするために実施しました。

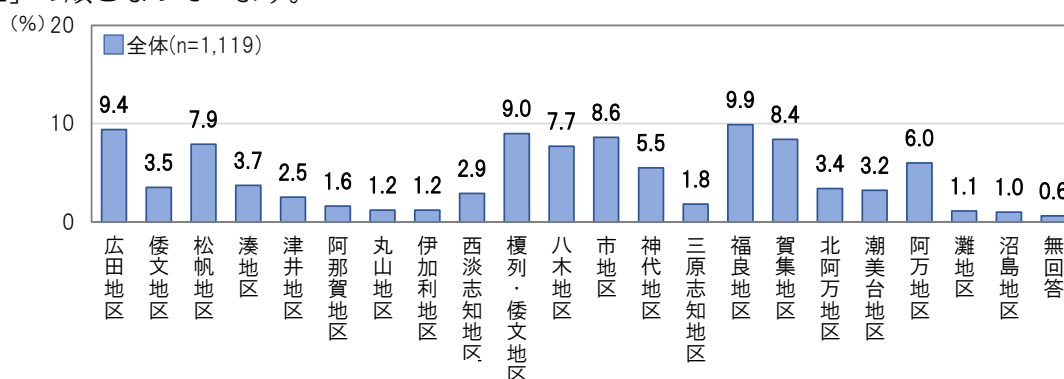
■調査の概要

- ・調査対象：南あわじ市内にお住まいの18歳以上の男女 2,000人
- ・調査方法：無作為抽出による郵送配布・郵送回収
- ・調査期間：令和3年（2021年）3月1日～令和3年（2021年）3月31日
- ・回収状況：1,119人（有効回収率：56.0%）

① 回答者の属性

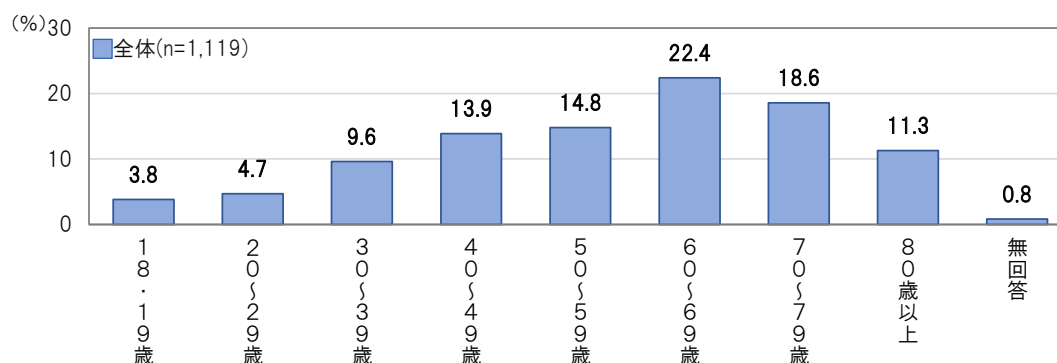
■回答者の居住地区

回答者の居住地区は、「福良地区」が最も多く、次いで「広田地区」、「榎列・倭文地区」、「市地区」の順となっています。



■回答者の年齢

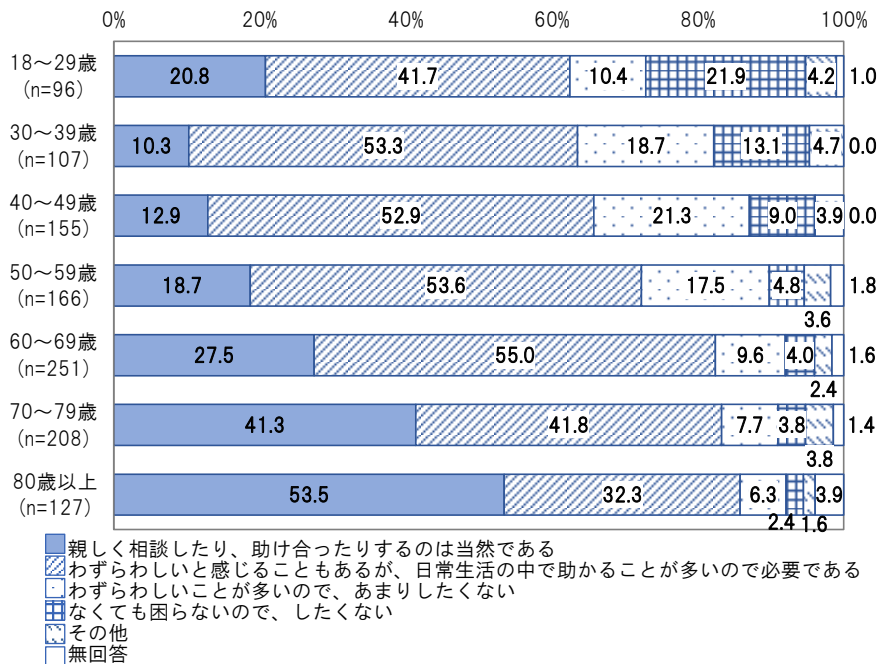
回答者の年齢は、「60～69歳」が2割以上を占めて最も高く、次いで「70～79歳」、「50～59歳」の順となっており、『60歳以上』が半数以上を占めています。



② 近所とのつきあいや地域活動などについて

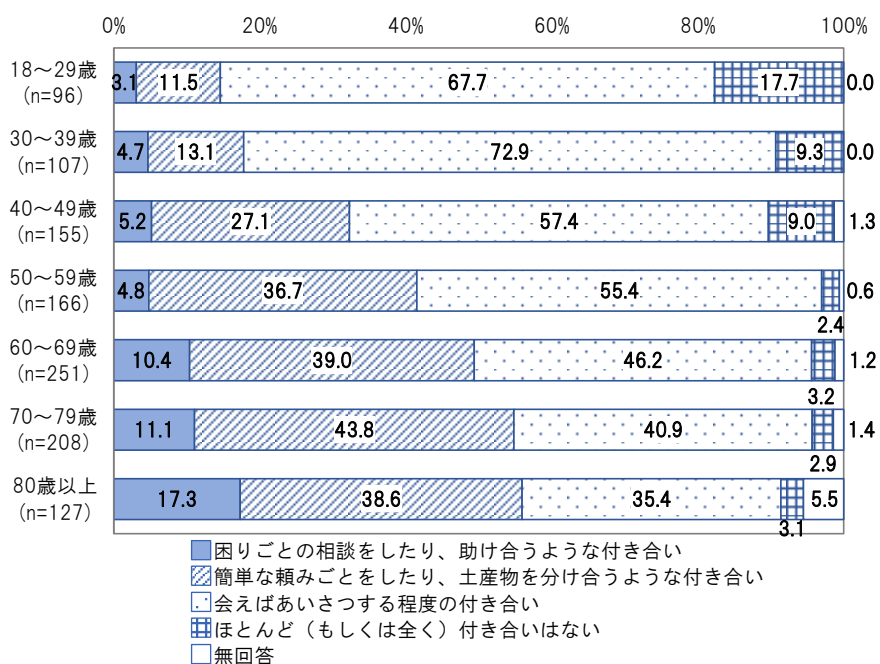
■ 近所づきあいの考え方

近所づきあいの考え方は、年代が高いほど「親しく相談したり、助け合ったりするのは当然である」や「わずらわしいと感じることもあるが、日常生活の中で助かることが多いので必要である」の回答が多く、年代が低いほど必要性を感じていない人が多くなっています。



■ 近所づきあいの状況

実際の近所づきあいの状況においても、年代が高いほど「困りごとの相談をしたり、助け合うような付き合い」や「簡単な頼みごとをしたり、土産物を分け合うような付き合い」などの回答が多く、年代が若いほど「ほとんど（もしくは全く）付き合いはない」が多くなっています。

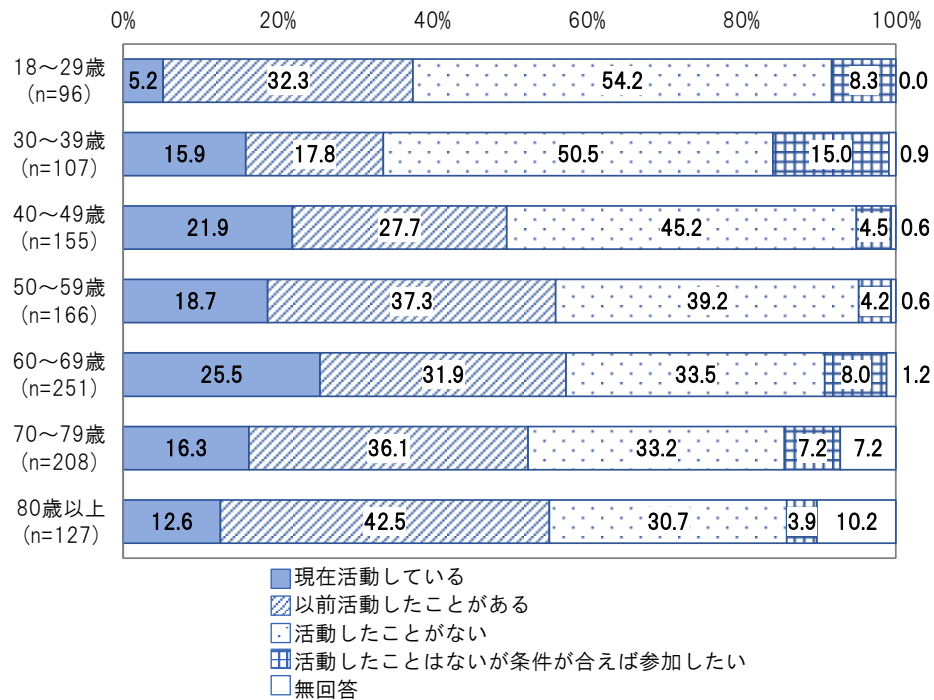


③ ボランティア活動について

■ 地域活動・ボランティア活動への参加状況

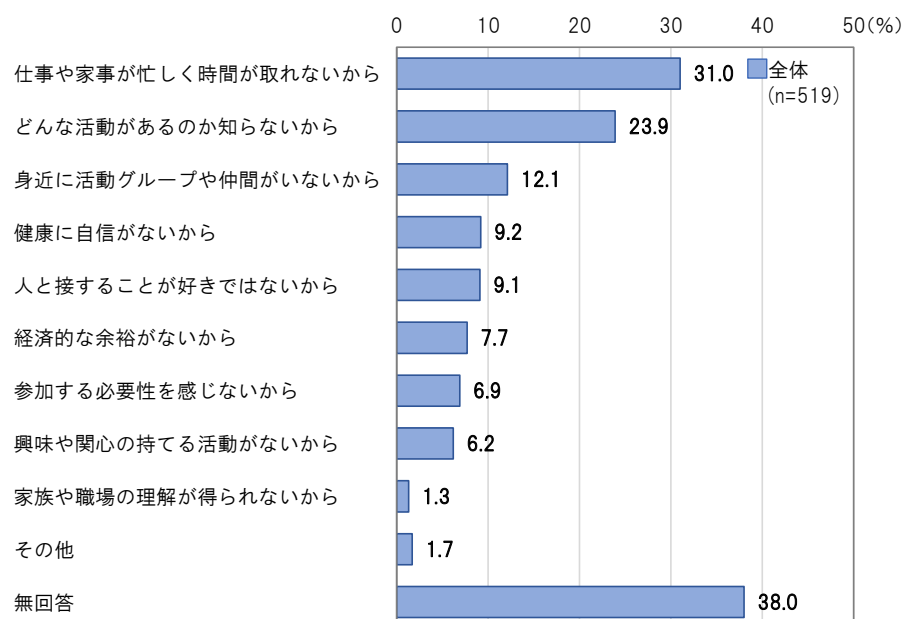
地域活動・ボランティア活動への参加状況は、現在活動している人が 40～69 歳で多くなっているのに対し、18～29 歳では 1 割未満と、年代が低いほど参加率は低くなっています。

一方で、参加率の低い 20～30 歳代においても、「活動したことはないが条件が合えば参加したい」が 1 割程度を占めており、潜在的な参加意向者を含めると半数程度を占めています。



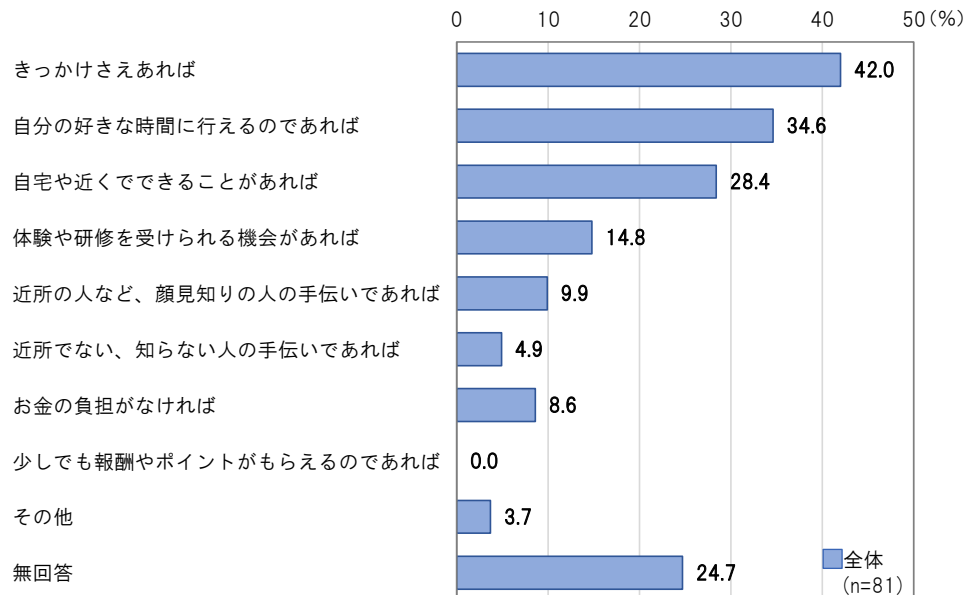
■ 地域活動・ボランティア活動に参加していない理由

地域活動・ボランティア活動に取り組んでいない人の理由については、「仕事や家事が忙しく時間が取れないから」が最も多く、次いで「どんな活動があるのか知らないから」となっています。



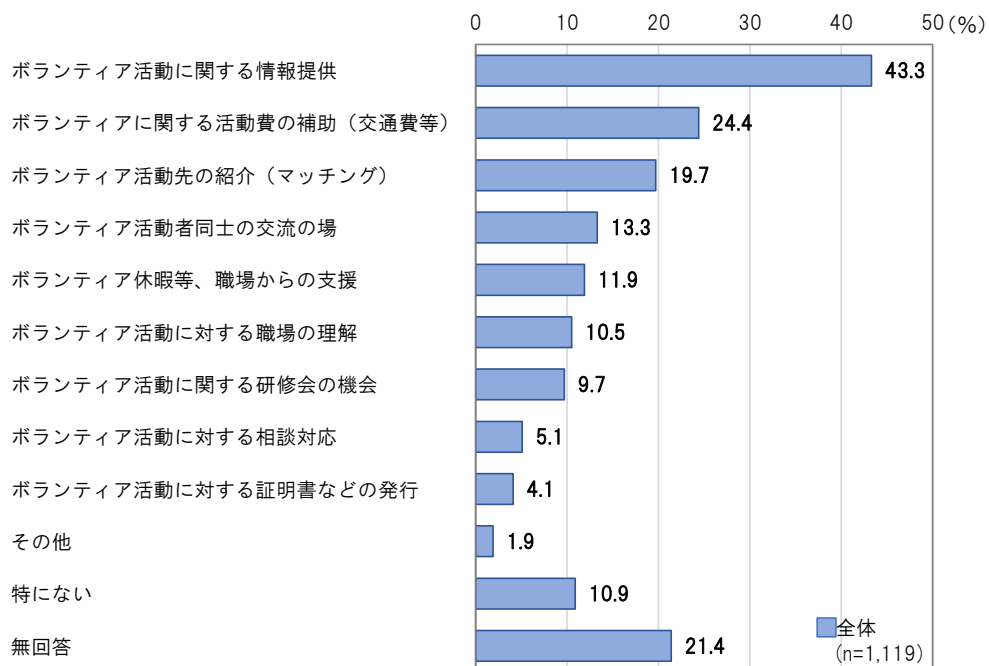
■ 地域活動・ボランティア活動に参加するための条件（〇は3つまで）

地域活動・ボランティア活動に参加するための条件については、「きっかけさえあれば」が4割以上を占めて最も多く、次いで「自分の好きな時間に行えるのであれば」、「自宅や近くでできることがあれば」の順となっており、参加のきっかけや参加方法を工夫することで参加できる人が増えることが推測されます。



■ ボランティア活動を行いやすくするための支援

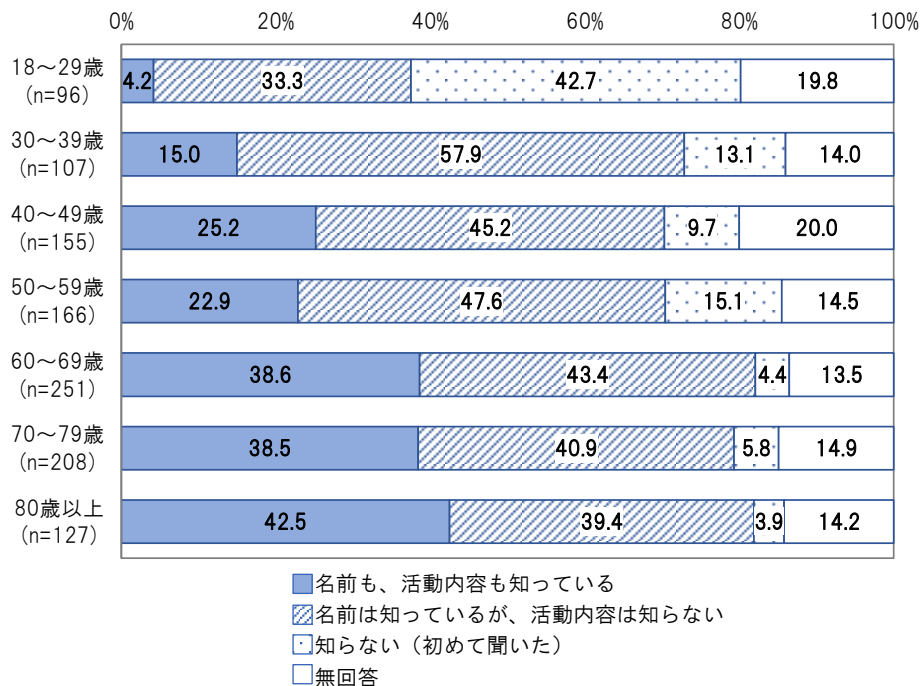
ボランティア活動を行いやすくするための支援では、「ボランティア活動に関する情報提供」が4割以上を占めて最も多く、次いで「ボランティアに関する活動費の補助（交通費等）」、「ボランティア活動先の紹介（マッチング）」の順となっており、活動の拡充に向けては情報提供、活動の継続に向けては周囲の理解を望む人が多くなっています。



④ 福祉に関わる支援者等について

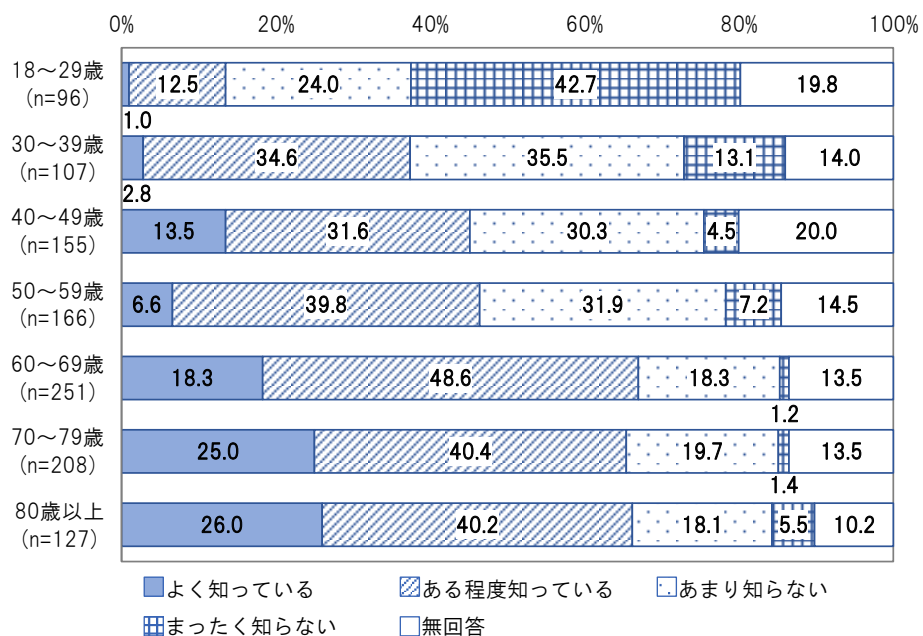
■ 南あわじ市社会福祉協議会の認知度

南あわじ市社会福祉協議会の認知度は、ほとんどの年代で「名前は知っているが、活動内容は知らない」が最も多くなっています。また、年代が低いほど認知度は低く、18～29歳では「知らない（初めて聞いた）」が4割以上となっています。



■ 民生委員・児童委員の認知度

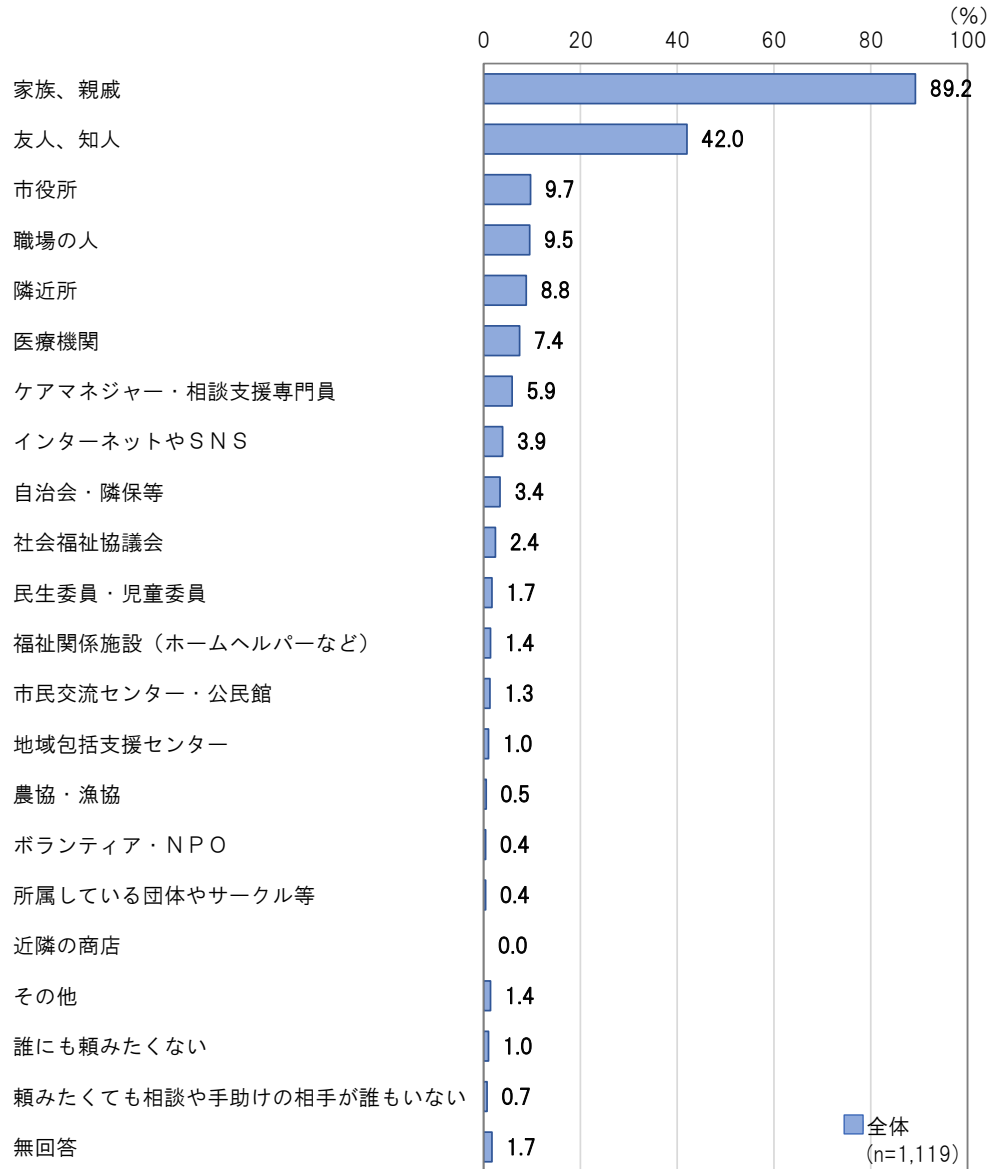
民生委員・児童委員の認知度（「よく知っている」＋「ある程度知っている」）は、年代が低いほど低く、18～29歳では1割程度となっています。



⑤ 生活上の悩みや手助け等について

■ 現在、生活上の問題で相談や助けを必要とするときに相談している人

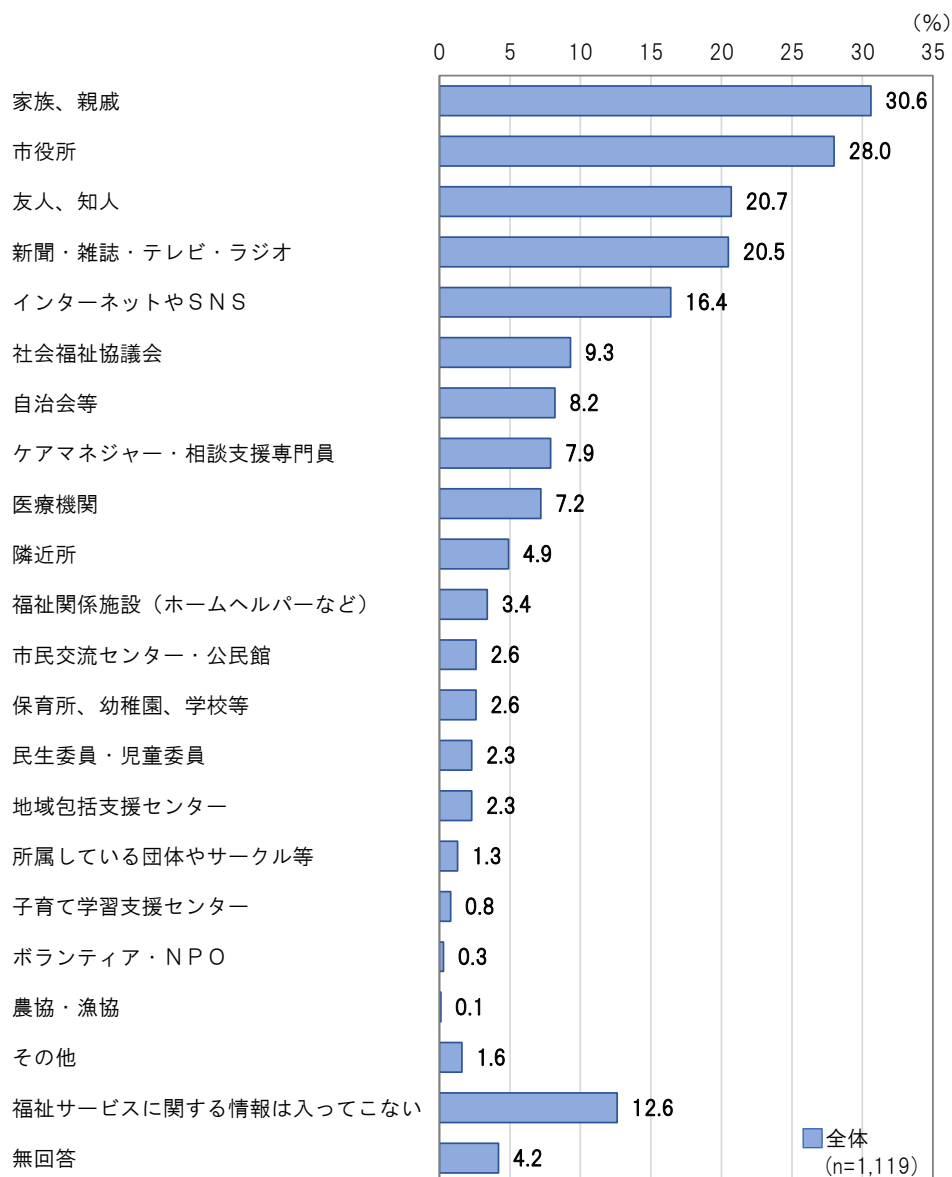
現在、生活上の問題で相談や助けを必要とするときに相談している人では、「家族、親戚」が約9割を占めて最も多く、次いで「友人、知人」、「市役所」、「職場の人」の順となっており、家族や友人などの近い人以外の相談機関などへ相談している人は1割未満となっています。



■ 福祉サービスに関する情報の入手先

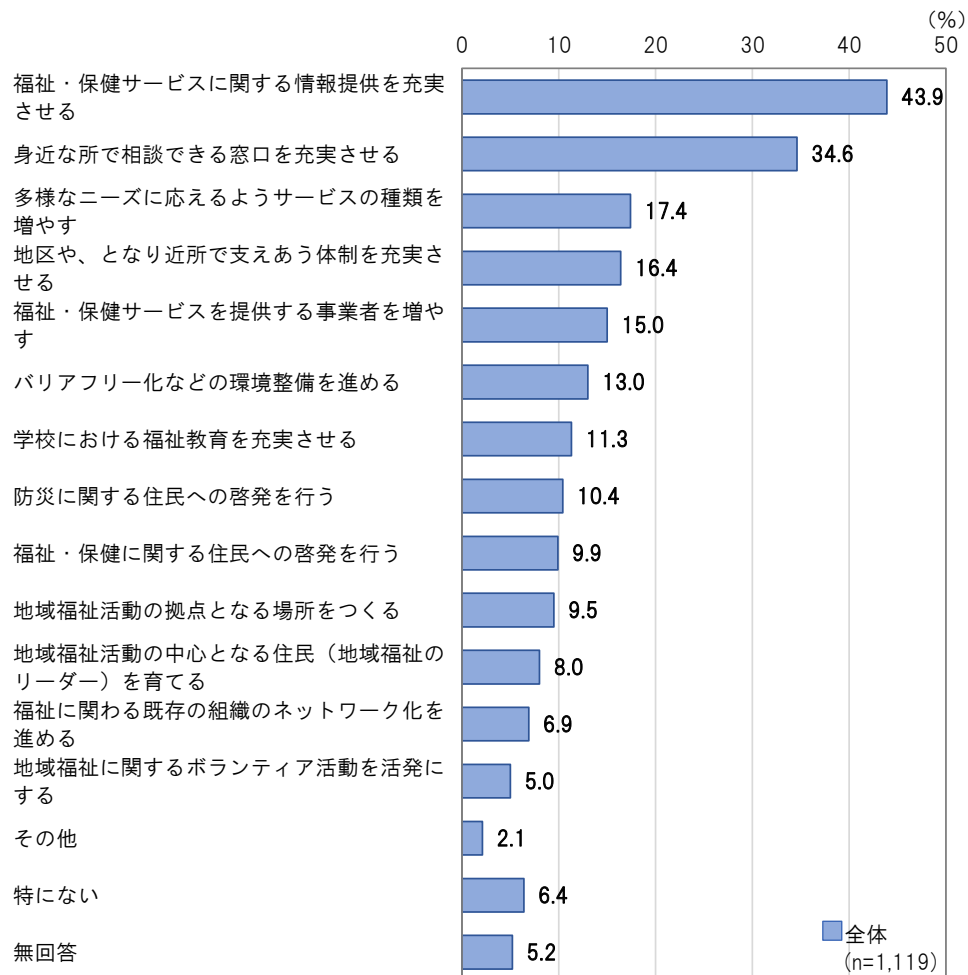
福祉サービスに関する情報の入手先は、「家族、親戚」が約3割と最も高くなっている一方で、「情報は入ってこない」が1割以上となっています。

年代別でみると、年代が高いほど「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」や「自治会等」、「ケアマネジャー・相談支援専門員」、「社会福祉協議会」などで高くなっており、反対に年代が低いほど「インターネットやSNS」が高くなっています。また、情報を入手できていない人が多くなっています。



⑥ 福祉のまちづくりのために優先して取り組むべきこと

福祉のまちづくりのために優先して取り組むべきことは、「福祉・保健サービスに関する情報提供を充実させる」が4割以上、「身近な所で相談できる窓口を充実させる」が3割以上を占めて、その他の項目と比べても高い割合となっており、情報提供や相談窓口の充実を望む人が多くなっています。



(2) 関係団体等ヒアリング調査

行政の関係機関や本市で活動する団体・企業等の、福祉における実態を把握するとともに、市民アンケート調査等では把握できない地域の現状及び課題をお聞きし、計画を策定する基礎資料として活用するために実施しました。

■調査対象

分類	団体等名称
行政	福祉課
	地域包括支援センター
	子育てゆめるん課
	子育て学習・支援センター
	健康課
	危機管理課
教育	保育所・こども園・幼稚園
	小学校・中学校
	高等学校（淡路三原高校）
	大学（吉備国際大学南あわじ志知キャンパス）
	専門学校（平成淡路看護専門学校）
福祉事業所	淡路ブロック老人福祉事業協会
	淡路障害者自立支援協議会 こども連絡会
	淡路障害者自立支援協議会 サービス管理責任者連絡会
	社会福祉法人 育世会
団体	社会福祉協議会
	自治会、地域づくり協議会
	老人クラブ連合会
	シルバー人材センター
	南あわじ市連合PTA
	民生委員・児童委員連合会
	身体障害者福祉協会
	手をつなぐ育成会
	精神障がい者とその家族のためのセルフヘルプグループ みはら家族会
	NPO法人 ソーシャルデザインセンター淡路（SODA）
	NPO法人 コミュニティスペースエモラボ
	いずみ会
	ひこばえグループ
	フードバンク淡路島
商工経済産業	JAあわじ島
	南あわじ漁協
	南あわじ市商工会
	生活協同組合コープこうべ 協同購入センター淡路

① 行政・教育機関

■ 早急に取りかかるべき課題や問題点とその解決策

早急に取りかかるべき課題や問題点	課題や問題点に対する解決策	団体名
障がいのある人や支援者等からの相談は主に行政や行政が委嘱した相談員や相談支援事業所が担っているが、地域ニーズの把握が難しい。	地域包括支援センター、民生委員・児童委員、地域住民との連携。住民への障がい特性にかかる理解促進のための啓発活動により、地域に住む誰かが気付き、専門機関へつなぐことができる体制をつくる。	福祉課
高齢者からの相談を受け付ける機関であるが、家族がいても対応してもらえないケース、家族から「代わりに市役所が対応しておいて」等と言われるケースが増えてきている。	これまではあまり市役所が対応できる「公助」の部分と、家族に対応していただく「自助」の部分とを、市民に明確に示していなかったが、今後は「公助」の限界についても示していく必要がある。	地域包括支援センター
就学前の人口は年々減少傾向にあるが、0～2歳児の公立保育施設入所児童数は減っておらず、途中入所に対する保育士の確保が課題である。	今後保育施設運営について検討する必要がある。	子育てゆめん課
幼稚園、保育所との連携がない。	幼稚園・保育所の入園前に、こんな悩みを持った保護者がいる等とつなげることができればいいと思う。	子育て学習・支援センター
保健師さんとの連携がない。	南あわじ市くらいの規模であれば出産から一貫して子どもの成長を見守ることができるのではないかな。	子育て学習・支援センター
保育園に通っていない、子育て学習・支援センターにも来ない孤立している保護者の情報がない。個人情報保護により、こちらから電話、訪問等で勧誘ができない。	—	子育て学習・支援センター
大規模災害発生時は、市役所単体では対応することはできず、各関係機関・団体・ボランティア・各市民の方々と連携し、たくさんの方の事案・問題にかかる必要がある。	社会福祉協議会と市役所の連携をさらに進め、大規模災害の対策や災害対応の時期から平常時への移行にあたっての対応の検討などについて協議していきたい。	危機管理課
感染症に関連したボランティア受け入れについての各種事項が問題となっている。	感染症を考慮して地域内からのみ受け入れを行うのか、どのように対策を行うか、受入施設をどこにするか等について社会福祉協議会と協議を深めていく。	危機管理課
保育園に通っていない方の、子育てへの悩みのサポート（子育て相談など）をする必要がある。地域で子育てしている親子の相談窓口を地域の保育園ができると良いが、その体制が整っていない。	保育園内において主任保育士がフリー保育士として滞在し、若手職員の育成と保育園に通っている保護者や地域の未就園児を抱える保護者への支援ができる環境が整っていればできるように思う。	保育所・こども園・幼稚園
保育士・親の子育てに関する資質向上。	健診等で市がパンフレットを配布し、講習会を開く。都会に比べると講習会等が少ないので、知識を得る機会が少ない。	保育所・こども園・幼稚園
自然豊かな土地だが、都会に比べて親子で遊べる場所（公園）などが少ない。園庭開放などのあそび場づくり。	各地域でふれあう場所を増やすのはどうか。悩みなどは雑談の中で相談しやすい。	保育所・こども園・幼稚園
子どもの出生率が低下、地域の子どもの数の減少、就労する保護者にとってのニーズ（保育時間）が合わず、入園児童がいない。幼稚園の存続問題が課題となる。	地域課題ともなるので、地域住民と解決のため必要となる発想や具体的な対策を考えていきたい。	保育所・こども園・幼稚園
現在のSSWのほとんどは退職教職員なので福祉との連携についての知識やスキルが不十分な面がある。	SSWのスキルアップのための連携。存在の重要性を考えると、この課題に対応していくことが、児童生徒の支援をより適切に進めることにつながる。	小・中学校

早急に取り組むべき課題や問題点	課題や問題点に対する解決策	団体名
生きにくさを抱えた生徒などへの対応。	友人や保護者、時には行政等と連携を図りつつ、引き続きサポートしていく。	高等学校
鉄道が無い淡路島においては、車（バス）による交通網が移動手段の主となる。過疎地域へのバスの循環は赤字路線となり財政を圧迫する。	他自治体では、乗り合いタクシーのような形で、利用者の都合に合わせて1回300円の予約制により山間地域等の移動手段のない人たちの足となっている。赤字路線を廃止し、新交通手段で交通弱者の救済を行っている。	大学

■ 困ったとき相談できる窓口（身近な相談体制）について今後取り組むべきこと

困ったとき相談できる窓口（身近な相談体制）について今後取り組むべきこと	団体名
相談にかかる支援体制の充実。	福祉課
制度では対応できないケースが増加している。相談の種類によっては市が介入できる理由・介入できない理由を法的な根拠を持って示す場合も出てくると思われるが、今後はそういった際に法的な裏付けが確認できる相談機関が必要だと考えている。	地域包括支援センター
県レベルの講習会、研修会があれば良いと思う。	子育て学習・支援センター
ひきこもりの人の把握、相談窓口の情報提供ができればと思う。また、中学校で適応教室に通学していた人、不登校だった人に対する相談窓口の情報提供が必要。	健康課
地域における活動や普段の活動で色々とノウハウや知識を持っていると思うので、問題・課題に対する連携のみならず、知識やノウハウ等についてご教示いただくという手段的な方面での連携も可能であれば進めてもらうことを希望する。	危機管理課
フリー主任保育士もしくは、経験豊富な再任用が保護者相談、子育て相談ができる体制があればと思う。各園で難しいのなら、市の担当課に配属で主任保育士並びに再任用職員の要請があればいつでも出動できるようにすれば可能だと思う。	保育所・こども園・幼稚園
保育士研修の講師などを呼び、楽しく子育てできる講話を聞いたり、親子遊びができる研修を開催するなど、気軽に相談できる機関ができたと思う。専門性が高い講師を定期的に呼んではどうか。	保育所・こども園・幼稚園
保育所に相談窓口はあるものの、ゆったり相談にのれる時間が持てない。市役所で相談専属の方を置けば良いと思う。	保育所・こども園・幼稚園
志知地区では未就園児を持つ保護者同士が誘い合い、公民館に出向いている。連絡便の持参時に、幼稚園職員が保護者や子どもと顔を合わす機会がある。同様に小学校の先生とも会話をする機会があり、名前を覚えてもらっている。県外出身の方も多く、平日は一人で子育てをしている場合が多い。そこで親同士のつながりができる。公共の場を活用できると、保護者も安心して出向き、地域の方と顔を合わす機会になる。	保育所・こども園・幼稚園
不登校生の中学校卒業後の相談窓口が見当たらないので、福祉課の事業を活用しながら、NPOなどの力も借りて、包括的な相談体制を構築することが必要である。	小・中学校
相談される側としても、話しやすい、相談しやすい学校となれるよう、教員一人ひとりの教育者としての資質の向上を図っていききたい。	高等学校
市民が困ったことを相談する時どこに相談すれば良いか1本化する仕組みを考える。24時間体制のA I等による受付体制をつくり、関係部署へ振り分ける。A Iの受付段階で処理できる内容であれば即対応、人の手を介して行う案件は通常勤務時間に電話やメール等の折り返しにより対応。電話やメールの対応を24時間可能にすることが、困った時にいつでも相談できる体制として利用者に認知してもらいやすいと考える。	大学

■ 今後の方向性について

今後の方向性	団体名
子どもから高齢者、障がいのある人を含め、さまざまな福祉課題に対して適切かつ確実な支援につなげられるよう、地域住民による支え合いと行政による公的な支援の連携により、地域を「支える力」の強化を目的とした包括的支援体制を構築する。	福祉課
今後は「自助」「共助」「協働」の考え方が必要であると考えているが、その意識を浸透させることが課題である。	地域包括支援センター
まずは気軽に話ができ、悩み相談ができる環境づくりが必要だと思う。地域の園には行きやすい、相談しやすいかもしれないので、開かれた園作りをすることが大切。	保育所・こども園・幼稚園

今後の方向性	団体名
専門性の高い講師派遣。気軽に集える場所づくり。「ゆめらん」や「銀さん」など、南あわじ市で作った可愛いキャラクターの有効活用。地域にふれあう活動を増やす。地域の特性や良さを知らせたら良いと思う。	保育所・こども園・幼稚園
豊かな自然など、子どもたちが成長していく上で恵まれた環境にあるので、施設の存続を願うが、市の幼稚園の児童数は減少してきている。幼稚園の統合やこども園への移行など、住民の理解を得た上で、新体制が必要になってくるのではないかな。	保育所・こども園・幼稚園
少ないマンパワーを有効に機能させる工夫が必要だと感じる。	小・中学校
より一層地域に根差した学校を目指したい。スマホ等が普及している時代だからこそ、人と人とのコミュニケーションの大切さ、温かさを生徒に伝えていきたい。	高等学校
学生が地域の清掃活動などのボランティアに積極的に参加していくことで地域とのつながりを深めていく。	大学
地域交流を大切にし、地域や行政の活動についても情報提供やサポートを引き続き行っていく。	専門学校

② 福祉事業所

■ 早急に取りかかるべき課題や問題点とその解決策

早急に取りかかるべき課題や問題点	課題や問題点に対する解決策	団体名
災害発生時に予測される問題や課題について地域での勉強会を行う必要がある。	大規模自然災害に備えた地域と施設との関わりを持ち、地域の自治会や消防団の方などといざという時、助け合いできる関係性と体制をつくる。	老人福祉事業協会
地域活動や互助、共助の機能低下や維持。	—	老人福祉事業協会
沼島の要介護者が現地で受ける介護サービスが訪問系のサービスや沼島デイサービス（介護保険外）のみと限られており、淡路島内の介護サービス（通所介護や短期入所）を利用する際の汽船場までの移動手段やひとり暮らしの方への付き添い手段について課題がある。	—	老人福祉事業協会
複合的な課題を抱えている世帯が増えてきている。（経済的困窮、虐待、ひきこもり等）	—	老人福祉事業協会
利用しようと思っても、定員がいっぱいであったり、求めているサービスとは違っていたり（特に不登校）、医ケア児が利用できる社会資源が少ない。	放課後等デイサービスは特性を持った児童が自立するために必要なスキルなどを学ぶ場所である。就労している親の支援としては学童を利用することで、飽和状態も少しは緩和されると考える。また、放課後等デイサービスでも利用回数の見直しや児童が自立するための支援を強化することが必要。	こども連絡会
障がい福祉分野で働いてくれる人が少ない。	障がいへの理解が低い。障がいへの理解促進や障がいのある児童と障がいのない児童との交流の場の確保等。	こども連絡会
事業所や学校現場でも障がいのある児童に対する正しい理解がなされておらず、適切な支援がされていない。	質の高い教員・職員の確保→研修等での専門知識の獲得。	こども連絡会
子どもの将来の見通しを持ちにくい保護者が多い。	保護者に対する研修・集まる場の確保。	こども連絡会
人材確保。職員の定着率の向上。	島外の就職フェアへの積極的な参加。福利厚生の見直し（新たに奨学金返済支援制度の取り入れ）。新任職員へ専属の指導者をつけて手厚いサポートを実施。	淡路学園

■ 困ったとき相談できる窓口（身近な相談体制）について今後取り組むべきこと

困ったとき相談できる窓口（身近な相談体制）について今後取り組むべきこと	団体名
いつでも立ち寄れる、相談しやすい環境づくり。地域の方が集う仲間づくり（サロン等）。相談できる窓口（行政や民間）の土・日・祝祭日の開設や対応について考えるべき。どんな相談内容であっても、住まいに一番近い施設や事業所に駆け込めば、初回の相談に応じてくれ、適切な窓口につなげることができる機能を備えたら良いと思う。地域住民は何も分からなくても、そばに頼れるところがあるだけで安心できるのではないかな。	老人福祉事業協会
職員に相談があれば、関係機関につなぐことができるが、民生委員・児童委員の方でも地域ケア会議で相談窓口を知らない方もいたので、相談窓口等の発信を強化し、地域の方に周知することが必要。	老人福祉事業協会
子どもと障がい児とは市役所でも担当課が変わってくる。障がい児と障がい者でも制度が違って、どこの窓口に行けば良いのか分からない。市の担当者や相談支援専門員が変わると手続きのスピードや理解度が低くなる。障がい児を持つ親が持てるようなハンドブックがあればと思う。	こども連絡会
それぞれの窓口がどのような相談を受けてくれるのか連絡会で共有したり、課題提起をしてもらいたい。各相談体制や窓口は、あくまでも形だけになっていないか。全事業所が頼れる窓口となっているか疑問。	サービス管理責任者連絡会

■ 今後の方向性について

今後の方向性	団体名
市民が福祉を身近に感じる地域づくり。地域サポート施設の活動。24 時間、見守り訪問の対応。買い物、通院、銀行への付き添い。シニア雇用の活用により対応する。介護者教室の活動。活動回数を増やしていく（コロナ禍の状況を踏まえて実施）。出前講座（介護保険制度・介護予防・認知症・高齢者介護・栄養・医療に関する講座）を各地区へ出向いて日常の困りごと等を気軽に相談できる場所を作っていきたい。コロナ禍の影響で活動が困難と考えるのではなく、地域での助け合い（共助）を強化することが大切だと感じる。また、そのお手伝いを在宅介護支援センター職員ができたと思う。	老人福祉事業協会
切れ目のない支援体制の確立。「サポートファイル」を活用し、障がいがあってもかけがえのない一人の人として、必要な支援を受けられる体制の確立が必要。	こども連絡会
利用者が安心して暮らし続けることができるための資源の一つとして、各事業所が横のつながりを持ちながら活動をしていく。利用者や家族が抱える困りごとを共有し、必要時には行政等へ働きかける機能を持つ。利用者の地域での暮らしという視点でも話し合えるような活動にしていく。	サービス管理責任者連絡会

③ 福祉関連団体

■ 早急に取りかかるべき課題や問題点とその解決策

早急に取りかかるべき課題や問題点	課題や問題点に対する解決策	団体名
コロナ禍によりこれまで以上に「社会的孤立」に陥るリスクが高まっている。8050問題、ひきこもりなどの実態把握は早急に取り組む必要がある。	地縁組織の消滅など「地域」に対する住民意識の変容に加え、コロナ禍によりこれまでの地域のつながりが途絶えるリスクがある。身近な地域で住民同士がつながるきっかけづくりや新たな関係性の構築に向けた取り組みが必要。地域福祉を推進するためには人が必要。人材が定着し、育つだけの安定的な公費補助（受託）が現状は乏しい。	社会福祉協議会
少子高齢化の進展、ライフスタイルの変化などを背景に、地域コミュニティの様相が変化している。自治会未加入世帯の増加、（ひとり暮らし）高齢化世帯の増加、自治会会員の減少（集落維持の担い手減少）。	自治会役員に求められる役割が増加する一方で、その役割を果たせる人材が不足している。防災、防犯、高齢化対策など、地域課題は多様化しているが、自治会や既存団体の役員だけでは到底解決が困難な状況となっており、役職を持った人だけではなく、地域の多様な人材を巻き込む仕組みづくりが必要である。従来の地域づくりを支えてきた既存団体・役員（自治会、老人クラブ、女性団体、消防団、民生委員・児童委員、保体役員など）との関係性を踏まえた整理が必要。	自治会、地域づくり協議会
各種団体のリーダーの育成強化。	共助のあり方が地域の活性化につながる。地域と行政が話し合える場があること。	老人クラブ連合会
子どもが巻き込まれる死亡事故の発生抑止。	各単位PTAでは、交通安全運動の街頭立番を実施していますが、危険箇所等の検討が必要。	連合PTA
PTA役員就任を拒む事例がある。	保護者に負担をかけないための取り決め事項を策定する等の対応が必要。	連合PTA
高齢者だけの世帯（1人暮らしの高齢者の方）の増加、買い物難民（交通）の増加、自治会未加入者の増加による地域の担い手不足、農地（管理されていない）や荒れた土地や空き家の増加。	全国的な問題でもあるので、他県での取り組みについても参考にすることが必要だと思う。	民生委員・児童委員連合会
各種団体の地域を担う役員等が高齢のため、団体の運営ができなくなって団体が消滅しそうになっている。	—	身体障害者福祉協会
会員数の減少や高齢になった会員とのつながりの維持。	学齢期部があるので若いお母さんたちは割と多いが、高齢になった会員さんは退会の連絡もないので、会報は届けているが、どう過ごしているのか分からない。学齢期より問題は深い。	手をつなぐ育成会
会員の高齢化、会員数の停滞・固定化など。コロナ禍によりこれまで行っていた交流が行いづらくなっている。地域の家族会が縮小することにより、県・国に対する活動が低調になっている。	セルフヘルプグループ活動を支援する体制や仕組みづくり。	みはら家族会

早急に取り組むべき課題や問題点	課題や問題点に対する解決策	団体名
「ひきこもり・不登校のための相談」に係る課題、問題点など、本人や家族が相談を受けることにためらいがある。	事務所に相談会場の表示はせず、今以上に相談者が行き来しやすいところを考える。	NPO法人ソーシャルデザインセンター 淡路
家族・親族などが障がい（者）に対する間違った思い込みや誤解があること。	人にはみんな個性があること、障がい（者）にも各々個性があること、人はみんな幸せを求めている、「誰もが仕事や役割を持ち、皆が幸せを実感できる社会・地域をつくろう」と語り続けていく。	NPO法人ソーシャルデザインセンター 淡路
催し物や体験会などを広報やチラシで見たときに、参加したいと思っても移動手段の選択肢が少ない。移動手段があったとしても障がいを持った方が安心して、手軽に使えるサービスがない。自由に受けられるサービスがない。	移動支援などは時間の縛りやお金がかかるため、何度も使えない実情がある。市が行っている「おもいやりポイント」のように若い世代が移動支援をできるような仕組みづくりや、スムーズにできるような研修などがあればと思う。	NPO法人コミュニティスペースエモラボ
—	いきいき百歳体操のサポーターの方は地域活動に協力的な方が多いので、サポーターの方や活動場所で窓口の設置や相談先の電話番号の掲示をさせてもらう。	NPO法人コミュニティスペースエモラボ
高齢者世帯の増加。	地域でのつながりがしっかりあると安心して暮らせると思うが、個人情報の保護がいわれるので、近所でも訪ねるのに気が引ける。もっとつながりができる取り組みが必要。	いずみ会
活動の継続に向けた活動費・場所等の確保。	機材が壊れると購入費が高いため、活動費の安定した確保が必要。今は学校の教室を借りて活動しているが、気兼ねするので安定した活動場所の確保が必要。長く活動を続けるためにも、当番制にしたり、2か月に1回の活動にするなど負担にならないよう工夫している。	ひこばえグループ
活動の継続に向けた連携の強化。	もう少し地域の中小企業の方に参加していただきたい。メーカーや卸との問題があるかと思うが、地域にとって中小企業が持つ役割は大きいと思う。	フードバンク 淡路島

■ 困ったとき相談できる窓口（身近な相談体制）について今後取り組むべきこと

困ったとき相談できる窓口（身近な相談体制）について今後取り組むべきこと	団体名
一人ひとりの生きづらさや困りごとを早期発見できる地域力や丸ごと受け止められる身近な相談窓口の設置と支援できる仕組み、基幹的な機関の設置と必要な人材の配置・育成。	社会福祉協議会
住民の受援力、福祉力を高める学び・気づきの機会創出。	社会福祉協議会
教育現場や農業・漁業ほか各業界で起きている問題や福祉的課題を共有する場づくり。	社会福祉協議会
属性にとらわれることなく世帯まるごと課題を受け止められる福祉職の育成。	社会福祉協議会
地域づくり協議会の事務局であり、市民にとって近い窓口である市民交流センターの活用について検討が必要だと思う。現在、市民交流センターの業務は非常に範囲が広い状況なので、業務過多にならないよう、活用にあたっては整理が必要である。	自治会、地域づくり協議会
自治体・老人クラブ・民生委員・児童委員の各組織で、相談者の世間体の壁を薄くする絆づくりが必要。日常の付き合いで窓口を選べる相談体制をつくる。	老人クラブ連合会

困ったとき相談できる窓口（身近な相談体制）について今後取り組むべきこと	団体名
困った時、相談できる窓口や体制が整っていないため、各PTAのネットワークづくりが必要。	連合PTA
福祉に関する相談は、個人情報などで相談しにくい状況がある。個人の方から行政、社協などに相談しやすい環境整備、環境づくりにも何か工夫することが必要。	民生委員・児童委員連合会
障がいのある人が大きな不安を感じるがあった時に、そのことについて詳しい相談員がいてくれると安心感が増すと思う。例えば、入園入学前の相談とか障害基礎年金の申請時の相談、成年後見制度の相談など。	手をつなぐ育成会
家族会等へのつながりを持つ家族や当事者は全体のごく一部であり、社会とのつながりを持っていないまま孤立していく家族が多いので、入院中から地域での暮らしまでを伴走してサポートする専門職がいると良い。情報提供だけでは、つながるべきところへはつながらない。	みはら家族会
精神障がいの発症時（特に新規発症）においては、どこに何を訊けば良いのか分からない場合が多い。発症時の親は現役世代ということもあり、平日に相談に出向くことが難しいので、土日に相談できる窓口があると良い。また、精神障がいに関することを、身近な人や窓口で相談できるような世の中になると良い。まだまだ差別や偏見に満ちあふれており、そういう社会で孤立を深める当事者・家族が多い。	みはら家族会
洲本市・淡路市ではネットワーク参加機関が少なく、各市ごとでのネットワーク参加の促進が必要。2021年度中にSODAから洲本・淡路両市担当部局（市長・教育長等）に協議、早期にコーディネートを行って組織構築を図る。	NPO法人ソーシャルデザインセンター淡路
どこに相談したら良いか、窓口がどこにあるか知らない人、情報が届いていない人がいる。また、周りからみてサポートが必要と思っても本人が必要と感じていない場合もある。地域で小さなコミュニティを充実していくのであれば、小さい単位で各種支援制度などの勉強会を自治会やPTAなどの役職がついている人たちに行い、さらにその人たちが小さい単位で情報共有会などをしていく必要がある。	NPO法人コミュニティスペースエモラボ
行政が合併してから公的なところが遠くなり、不安を感じている人が多い。電話などでの相談ではなく、訪ねてくれる人の設置などがあると良いのではないかな。	いずみ会
困った時に“聞いてもらえるところがある”ということで安心できると思う。グループで活動しているので、グループ内でも相談している。	ひこばえグループ
近所とのつながりをバランスよく持つことが必要。そのためには、一番身近な民生委員・児童委員がもっと役割を果たしやすくなる環境をつくるとともに、学校の先生が子どもの異変に気付いた時、状況を知らせることができるような仕組みを強化していく必要がある。歯科健診や身体検査等、学校医や学校薬剤師等が子どもの異変を受け取るチャンスは多い。この方々からの情報提供も拾いながら、もっと深く見守るために毎年行われる学校保健会で議論し、情報を共有して各機関が連携し、支援を進める必要がある。	フードバンク淡路島
離島(沼島)に介護サービス業者等がもっと出向き、淡路島内と同等に近いサービスを受けることができるよう、生活に支障がないよう考えるべきだと思う。故郷の島で在宅治療ができることは島民の願い。コストはかかっても、必要な人のところへ地元企業が貢献してほしい。行政に任せきりではなく、市内の企業になんとか動いてほしい。	フードバンク淡路島

■ 今後の方向性について

今後の方向性	団体名
課題解決に向けた住民主体による見守り支え合いのネットワークづくりや、住民と福祉職など多職種、異業種間が協働できるネットワークづくり。	社会福祉協議会
地域福祉に関わる団体（行政も含めて）それぞれの取り組み内容を共有し、役割分担、連携体制などの整理が必要。その上で、市民に対しても市広報、HP、SNS等を活用して継続的に情報発信を図っていくことが重要である。	自治会、地域づくり協議会
連携体制をとったとしても、増加している地域課題解決への対応は難しいと思うので、既存団体の連携体制を築いた上で、関係人口、市内外の事業者など、多様な人材を巻き込む仕組みも同時に検討していくことが必要である。	自治会、地域づくり協議会

今後の方向性	団体名
少子高齢化問題については、高齢者の健康維持に力を入れるべき。社会保障費の削減にもつながる。住み慣れた地域で生活ができれば、社会参加が可能である。	老人クラブ連合会
高齢者が増えてきたことで、空き家や墓の管理・清掃、田の管理や草刈り等の依頼が増えてきている。都会では電球を変える等のちょっとした困りごとの仕事も受けている。今後は、そのような仕事内容も受けていけるように検討していきたい。	シルバー人材センター
インターネットを利用したネットワークづくりが必要。	連合PTA
行政、社協、関係団体、民生委員・児童委員などが連携して福祉向上に引き続き取り組む必要がある。また、福祉は多くのボランティアの参加が必要となるので、参加しやすい環境整備・環境づくり（経済面を含め）が大事。（例えば、有償ボランティアやポイント制度のポイントの引き上げなど）	民生委員・児童委員連合会
コロナの出現により、今までの考え方や活動を見直す時ではないかと思う。障がいの方の家族という同じ立場の者同士で協力し合い、支え合うことは変わらず続けていくが、今後は、防災や本人や家族の高齢化について一緒に考えていきたい。	手をつなぐ育成会
体験した者しか分からない回復までのエピソードを語る「追体験の場」など、精神保健に関して学ぶ機会づくり。特に中高生には予防的な視点から「こころの健康」について学ぶ機会づくり。これらはいずれも精神障がいについて正しく理解することを目的とする。セルフヘルプグループの価値を発信する。	みはら家族会
年齢的にみて、不自然と思われる子への経済的支援をしている親には「制度・分野ごとの縦割り」や「支え手・受け手の関係」を超えて、地域住民や地域の多様な主体（地域共生社会）の一員である「近隣や友人・知人」が親しく関わり合う行動を起こすことができる仕組みを作ることで、きっとその家族の積年の悩みや問題を解決できる糸口になると考える。	NPO法人ソーシャルデザインセンター 淡路
人口減少とも相まって空き家率は上昇している。世帯員より棟数の方が多い家もある。超高齢化・超少子化へと進む中、「お金さえあれば何でもできる」的な考えを改めて、我が家の敷地に建てられた空き家の有効利活用として、就学児童を抱えて家を探す子育てカップルのために簡易な契約で借家として提供してあげることが、その親子にとっても喜びとなる。8050問題と同様、近隣の人たちがその取り次ぎと支援ができるシステムが構築できないかと考える。	NPO法人ソーシャルデザインセンター 淡路
地域福祉の充実化のためには、すべての世代が地域福祉の意味を理解し、かつ一緒に世代を越えて活動をしていく必要があると思う。常に自分が当事者のつもりで行動できるよう、世代間交流を意識した活動（ユニバーサルスポーツを利用した活動、地域の芸能祭の参加、地域おこし少年隊など）を継続して行い、賛同する仲間を増やしていきたい。	NPO法人コミュニティスペースエモラボ
市役所、スーパー、医療機関等、日常に必要なところにはバスなどで出かけられるようにする。どんな人にも、住んで良かった、良いまちだと思ってもらえる対応が大切。	いずみ会
これからは有償ボランティアという形も必要だと思う。いざという時のボランティアの力は大きい。そのような時のためにも日頃から活動する人を増やしていくことが必要だと思う。活動しやすい工夫をしながら負担のない活動をしていきたい。	ひこばえグループ
市長の言う『最強の市役所』のように、私たちも『最高の市民』を目指すべきではないか。人口減少・少子高齢化・景気の低迷に災害、これに打ち勝つよう、子どもたちが大人になる前に共存を重んじる社会づくりが必要。情報や問題を共有し、各分野がそれに真摯に取り組み、1つ1つ解決できるように協力が必要だと思う。	フードバンク 淡路島

④ 商工・経済・産業関係団体

■ 早急に取りかかるべき課題や問題点とその解決策

早急に取りかかるべき課題や問題点	課題や問題点に対する解決策	団体名
農業者においては比較的地域のつながりが強いように感じるが、若年層では地域のつながりが弱く、重要視していない方が多いように感じる。	地域福祉について、当事者にならないと重要性を感じられない方が多いのではないかな。	あわじ島農協
後継者不足。高齢化が進み、若い人が少ない。	—	南あわじ漁協
事業所支援をしているが、コロナで収益が出せないところも多い。給付金や協力金の対象にならない事業所もある。倒産しているところは少ないが、今後融資の償還等が始まった時に収益を上げられていなければ、返済できずに生活が苦しくなることも考えられる。	—	商工会
買い物が困難な方へのサポート。	コープこうべ宅配利用に際して、注文方法、配達の仕事などを、組合員にいち早く知っていただく。	生協コープこうべ協同購入センター淡路

■ 困ったとき相談できる窓口（身近な相談体制）について今後取り組むべきこと

困ったとき相談できる窓口（身近な相談体制）について今後取り組むべきこと	団体名
相談窓口がどこなのか、些細なことでも相談して良いのか等、周知が行き渡っていない。相談窓口と何か他の要素など（カフェ・サロン）を組み合わせ、相談窓口を身近なものとして認識してもらうなどの取り組みが必要ではないか。JAであれば、外務員が顧客宅へ出向くことが多いが、そこで相談を受けた場合、立場上対応に限界があるので、公的機関へつなげていけるような仕組みづくりがあれば良い。	あわじ島農協
コロナの影響で魚価が下がっている。支援金等の申込みも多く、収入が減少している漁師も多い。このような状況が続くと、生活に影響の出る漁師も多くなる。そのような場合は相談先として、行政や社協の情報も伝えていきたい。	南あわじ漁協
まずはどんなことをしているところか知ってもらう必要があると思う。知り合いに聞いてや、地域の役員が声をかけて相談に来る場合も多い。情報発信が必要。コロナ禍以降、会員は微増しており、県下でも加入は増えている。再加入する事業所もあり、手厚い支援を求めている。相談するハードルが高いように思う。相談したい人の掘り起こしのためのイベント的なものの開催等、困った人が相談しやすい体制づくりが必要だと思う。	商工会
コープこうべの宅配では、訪問組合員からの対応が優先となると思うが、そのスタンスで良いのか。配達担当者が、訪問組合員の認知症などへの対応で困った時に、行政、社協へ連携することが必要だと思う。近くに親戚がいるだとか、配達担当者の把握にも限界がある。	生協コープこうべ協同購入センター淡路

■ 今後の方向性について

今後の方向性	団体名
少しでも多くの人に地域福祉について興味を持ってもらい、他人事ではなく、一人ひとりのこととして認識してもらうこと。	あわじ島農協
以前は地域振興（商工祭や講演会など）が多かったが、今は事業所への支援が主な活動にシフトチェンジしてきているので、今後もそこに力を入れていきたい。	商工会
高齢化社会に対して、コープのデジタル化にどう対応していくか。	生協コープこうべ協同購入センター淡路

(3) 地区懇談会

地域福祉の主体である地域住民が「自分たちの地域をどうしたいか」を話し合い、意見を交換する場として、また、地域内のさまざまな福祉活動者や当事者、施設などが連携するきっかけとなる機会づくりとして、市内4地区において実施しました。

■実施の概要

- ・実施地区：緑地区、西淡地区、三原地区、南淡地区
- ・実施日程：令和3年（2021年）8月4日（水）、8月10日（火）
- ・参加人数：緑地区10名、西淡地区7名、三原地区14名、南淡地区17名
- ・協議テーマ
 - 困っている人を見逃さず、困りごとをキャッチするにはどうことができる？
 - 障がいのある人、高齢の人も暮らしやすいまちにするには自分たちに何ができる？

① 緑地区

■ 困っている人を見逃さず、困りごとをキャッチするにはどうことができる？

項目	内容
日頃からの見守り、声かけ	・隣人の日々の生活の把握（ポストの様子、電気の点け消しができているか等）。 ・“何に困っているのか” 自分分り合うことは難しい、自ら地域の方、頼れる方を探す。 ・適切な距離感を持って気にかける。 ・独居高齢者の見守り。 ・リアルな事実（貧困・介護など）を伝える。 ・困った時に使えるような目印や旗の活用（例：徳島祖谷地方の見守り旗）。
交流の場への参加の促進	・地区の子どもの日、祭りの子どもの行事や子ども会などで、地域のことを知る。 ・人のつながるきっかけづくり⇒自治会活動、子ども会。 ・役員が大変と思い若者が拒む傾向にあるが、地区の行事への参加は住民同士のつながりの場であることを周知する。
各種団体の連携	・隣保長が情報をまとめ次へつなげる。 ・自治会でリーダーシップをとり、状況を変えていく。 ・市との連携、個人情報信頼して提供してほしい。 ・自治会（長）の情報把握。
その他	・困った時の相談窓口がどこなのか知られていないので周知を行う。 ・世代で考え方が違うので、キャッチの仕方にも工夫が必要。

■ 障がいのある人、高齢の人も暮らしやすいまちにするには自分たちに何ができる？

項目	内容
声かけ・交流の場の確保など	・人との接点を見つけて“つながる”まず人と交流する（会話する）。 ・人の交流が強いと助け合いができる。 ・互いに良い距離感を保ちながら必要な時に関わっていく。 ・いきいき百歳体操、サロンなども世代を広げて集まる場として作っていく。 ・独居高齢者の訪問。 ・色々な世代間交流（ボッチャなど）、年賀状のやりとり（子どもから高齢者）。
各種団体の強化	・地域のリーダーシップ（地区長の参加を）。 ・地区長が継続的に関われる体制づくり。 ・自治会が活発的になればスムーズに進んでいくのではないかな。
個人の取り組み	・地域のいいところを知る。 ・楽観的に考えることでポジティブに捉えて生活する。

項目	内容
交通手段の確保	・コミュニティバスの範囲拡大（市域を超えて）。 ・シルバー人材センター登録の方でタクシーなど運転できれば。 ・淡路市長沢地区では地域住民が交代しながらバスを運転して外出している⇒誰でも利用しやすいようにできたらな。

② 西淡地区

■ 困っている人を見逃さず、困りごとをキャッチするにはどうことができる？

項目	内容
相談機関・窓口の充実	・ワンストップの所があれば、適切な所につながっていく。 ・仕組み以外で拾いあげる必要がある、来られない人が来られる場が必要。 ・法律相談に行っても（お金のこと）解決できていないケース。 ・コロナの影響もあるかもしれないが、意見を言う場がない。諦めずに話し続けられる場が必要。
団体の活動	・個人情報の問題があり教えてもらえない情報がある、隣保の付き合いが少ない。 ・地区の付き合いが希薄になっている、仲間内に入れない人をどうフォローするか。 ・やりたい人だけでやる方がいいのか、やりたくない人が入っていると活発な動きができないのでは。 ・ボランティア団体としてももう少し活動を広げていってはどうか、出ていない人を集めてカフェをするなど。
日頃からの見守り、声かけ	・隣近所の方が集まれるコミュニティがあれば、顔を合わす場（百歳体操、グラウンドゴルフ等）（仕組みを作るのは難しい）があると情報収集できる。 ・SNSに頼りすぎない、本来大事なのは民生委員・児童委員や隣近所なので、顔つなぎが大事、近隣とのつながりが大事。 ・本人に会って世間話をするとポロポロと出てくる。

■ 障がいのある人、高齢の人も暮らしやすいまちにするには自分たちに何ができる？

項目	内容
声かけ・交流の場の確保など	・何が「暮らしやすい」のか、まず声を聞くべきではないか。 ・障がいのある人と実際に接する場（福祉学習 etc.）が必要。子どもだけでなく、PTA（大人）の参加があると良い。 ・月1回集まれる場を作っていく。 ・コミュニケーションとれる場が必要。 ・身近な人が一番状況を知っており、気軽につないでもらえる存在にならないと窓口に設けてもきてもらえない。 ・公的サービスを使っている人がいるが、それだけではまかなえない部分が把握できていない。
団体同士の交流の場	・PTA、自治会で話し合う場（機会）があると良い（困りごと、悩み）。 ・声をひろう場、つながる場があっても大きな仕組み（災害時対応など）がないので行政につくってほしい。 ・気軽に相談してもらえるように関係づくりに力を入れる。
活躍の場の確保	・農業、ボランティアなど活躍できる場、能力を生かせる場を広げ、みんなが（生きがい）が見えると良い、尊重する。
行政による支援	・情報 etc. 知らない人にはフォローが必要（農協や商工会につながれば良い）。

③ 三原地区

■ 困っている人を見逃さず、困りごとをキャッチするにはどうすることができる？

項目	内容
日頃からの見守り、声かけ	・ 広報を持って町内会長が困っている人に配布する。 ・ 宅配時の安否確認、体調への変化に気を配る（新聞が溜まっていないかなど）。担当者がほぼ決まっているため関係性がある、先週分の宅配が残っているなどの報告を通じて把握できた事例もある。 ・ 関わりが苦手な人がいることを把握しているだけでも孤立を防げるのでは。 ・ 地域の民生委員・児童委員に言いやすい環境を作っていく。 ・ 困りごととはどこまで踏み込んで良いか分からない。心の健康を保てるよう、常にコミュニケーションに努める。
交流の場への参加の促進	・ 若い人と年配の人との関わりが大事、地域の高齢者に子どもを見てもらうなど。 ・ 地域の伝統芸能などを年配の人から若い人へ指導をする（例：田植、絵本の読み聞かせ、祭りの唄など）。 ・ 人のつながりがないと情報が入ってこない、集落の人、地域のことを知ること。 ・ お互いのつながりをつくっていく、出会う場、活躍の場を確保する。 ・ 困りごとの吸い上げに地区の集まりを生かす。
相談場所・窓口の充実	・ 地域の公民館は人目があり相談に行っていると分かるので行きづらい。 ・ メールや電話などの敷居の低い相談場所、旧町単位で相談窓口があれば良い。 ・ 電話で事前に対応してくれるか確認できると良い、最初に対応する人が大事なので、対応する職員のスキルアップを図る。 ・ 地元の付き合いがない人の「いざとなったら助けてくれ」は難しいので、そういう人こそ相談窓口につなぐ。
関係団体・機関との連携	・ 病院と連携した心のケアを行う。 ・ 自治会、民生委員・児童委員との連携。 ・ 老人会、子ども会など横のつながりをつくり、それぞれの課題を共有する。
情報提供	・ 福祉施設、サービスの周知不足。 ・ 訪問看護ステーションを認知（周知）してもらおうと助けることはできる。

■ 障がいのある人、高齢の人暮らしやすいまちにするには自分たちに何ができる？

項目	内容
声かけ・交流の場の確保など	・ 今の子どもたちは体験学習等をしているが、当事者の人を目にすることが少ない、学び・ふれあいの機会がなかった世代もある。 ・ 小さい時の体験が大事なので、習慣を身につける。 ・ 小さい集まり単位で関わりを持つ。 ・ 負担を地域で分担。 ・ 横断歩道で立っていても車は止まってくれない。歩行者優先が守られていない。思いやりのある運転をしてほしい。 ・ 障がいを隠す人も多いが、知っていれば見守り・手助けができる。声をかけて良いのか、まわりに伝えることも必要。
相談窓口の充実	・ 電話だけでなく、メール等の手段も選択できるような、それぞれのニーズに合った窓口の設置。 ・ 公民館規模でなく、各地区集会所規模での出張相談窓口（歩いて行ける距離に）。
情報提供・共有	・ 介護保険以外の制度の情報共有（障がい福祉サービス、児童など）。 ・ 情報を知らない人にどうやって制度、サービスを知ってもらうか。 ・ サービスのよりよい充実（デイサービス等の制度の情報提供）。
各種制度の活用	・ 民生委員・児童委員の制度を有効に使う。すぐには変わらない、地域の蓄積があってこそ。 ・ 島内で医療が完結できる体制づくり。

④ 南淡地区

■ 困っている人を見逃さず、困りごとをキャッチするにはどういうことができる？

項目	内容
日頃からの見守り、声かけ	・一人で悩んでしまわないように、まずは声をかける。 ・どこに相談したらいいか分からない人が多いと思うので、近所づきあいは無理せずとも、近隣住人が困っていそうな人をキャッチして、情報をどこに伝えればいいのかを共有するシステムを作る（近所の人に見守ってもらい、民生委員・児童委員等に必ず報告をしてもらう仕組みづくり）。 ・隣近所との付き合いをわずらわしいと思う方が困っている方だったりするが、あいさつ、声をかけてくれると、知られたくない意識が和らぐ。 ・田舎の「隣の人に言ったら恥ずかしい」という意識の変革。 ・一斉清掃や納涼祭以外での隣近所とのつながり。 ・あいさつもしない者同士だと、困りごとのキャッチがしにくい。 ・本当に困っている人が自治会にも入会しない（近所づきあいをしたくない）。 ・町内会費の集金は年単位でなく、変わりがいいか確認のために毎月集める。
相談機関・窓口の充実	・市役所だと安心（近所の人に言って話が広がってしまうことを不安視）。 ・守秘義務があるので安心してくださということを伝えていく。 ・価値観の違う世代の困りごとをキャッチする仕組み。 ・若い人ほどネットで解決している。
交流の場への参加の促進	・接点がない人の困りごとは拾いにくいので、行事等を開いて子どもから引っ張って関係づくりをしていく。 ・ちょっとした困りごとの場合、専門性の敷居が高いので、気軽に話し合える場所、敷居を下げる場が必要。 ・ひとり暮らしの方は民生委員・児童委員さんへ相談がある（民生委員・児童委員による訪問）。
各種団体等との連携	・民生委員・児童委員や自治会長から困っていそうな方を紐づける。 ・福祉関係者がもっと外に出る。待っていても誰も来ない、よろずや的な、困りごとの早期発見の環境。

■ 障がいのある人、高齢の人も暮らしやすいまちにするには自分たちに何ができる？

項目	内容
声かけ・交流の場の確保など	・関わりを持ちにくい人でも行事等で関わりを作っていく。 ・関係を深くするのではなく、どんな人なのかを知るための関係づくりを進める。 ・地域で見守る。 ・つながる場所があれば、気軽に寄るところがあれば良い。 ・障がいのある人について、いざという時のために地域の人がアンテナを張っておく。 ・ひとり暮らしの人が亡くなっても分からない、市の情報端末を安否確認の手段に使う。
生きがいづくり	・高齢者が有償で働ける場の確保。 ・高齢者の人も楽しみを持つことが大切（水族館、ゲートボール etc.）。 ・生きがいを持って活動できるまちづくりが大事。 ・近所づきあいの中でのポイント制度など、頼む側も頼みやすい仕組みをつくる。
各種機関との連携	・世代でコミュニティが違っているので、若い人たちにうまく情報が伝わっていない。 ・学校や保育園を切り口に、学校のプリント等を活用する。
各種団体への支援	・サークル活動などのリーダーを育てる。 ・各地区のサロンやサークルを盛り上げ続ける。 ・人を集めるためにはリーダーシップのある方の協力が必要。
行政による支援	・将来的にらんらんバスを増やすなど、買い物への足（手段）を考える。 ・車がないと移動できない、安くタクシーや小型車などを使えるような、出かけやすくなるような仕組みを考える。

3 地域福祉の推進に向けた課題

■ 地域との連携の希薄化を防ぐ“地域力”の強化

少子高齢化等に伴う高齢者のひとり暮らしの増加や核家族化等により、自治会への加入者の減少や地域との付き合いが希薄化している現状があります。また、個人情報保護の壁もあり、同じ地域にどのような人が住んでいるのか把握が難しい状況があります。

市民アンケート調査においては、近所との付き合いがある人が大半を占めている一方で、年代別にみると、若い世代で近所との付き合いや自治会への加入が少なくなっています。

また、地区懇談会においても、近年では隣保の付き合いが少なく、地区の付き合いが希薄化してきていると感じている人が多く、仲間内に入れない人をどうフォローしていくかを課題として挙げている人も多くみられ、地域の人が気軽に会話ができる場が求められています。

- 地域に合った取り組みを進めていくためには、住民の声を聞き、実情を知ることが不可欠であり、住民自身も自分の住むまちに対して関心を持ち、地域交流を行う必要があります。
- 高齢者や障がいのある人、子育て中の保護者や子ども等が気軽に集えるサロン活動や、健康づくりや生きがいづくりに関する活動など、地域で自主的に実施し、集まって話す機会や場所を確保する継続的な取り組みを進めていく必要があります。

■ 地域で介護や介助を必要とする人の増加

老人福祉計画・介護保険事業計画や障害者計画・障害（児）福祉計画等の個別計画においては、地域包括ケアシステムの構築など、施設サービスの充実の視点から生活支援の充実に移行しており、できる限り住み慣れた地域での生活を推進しています。しかしながら、高齢者のみの世帯や障がいのある人の世帯など、何らかの支援がないと地域生活を維持することが難しい場合があります。

本市では、介護や介助を必要とする要支援・要介護認定を受けている人の割合は県に比べて低く、横ばい傾向となっていますが、今後の高齢化に伴い、人数の増加が見込まれます。また、高齢化に伴い、認知症の高齢者等も増加しています。

また、市民アンケート調査では、年代が高くなるほど災害時における一人での避難が難しく、80歳以上の4割以上は一人で避難できないと回答しています。避難の手助けとともに、安否確認や情報伝達などの声かけが求められています。

- 高齢者が被害に遭う犯罪や高齢者が加害者となる事故等も増えており、災害時に一人での避難が困難な人への支援、犯罪などから身の安全を守るための支援について、その効果的な方法等について検討をしていく必要があります。

■ 市民が抱える福祉課題の多様化

市民の生活様式や考え方の多様化に伴い、子どもや高齢者などの社会的弱者への虐待・権利侵害、孤独死、貧困を含む低所得の問題、ひきこもり、8050 問題、ダブルケア・ヤングケアラーなど、市民が抱える課題も複雑化・多様化してきています。

一方で、個人情報保護の壁により、地域の人や地域活動を担う人にはその内容が把握できていないことも多くなっています。地区懇談会においても、自ら声を上げられる人だけでなく、個人や家庭で抱え込んでしまっている人への支援の必要性についての意見がありました。

- 地域の中で安定した暮らしを営めるよう、身近なところで相談のできる場所や機会づくりは重要な役割を担うため、地域の相談窓口について積極的な情報発信が必要です。
- 複雑多様化してきた相談内容にも柔軟に対応するため、各相談窓口の連携を図るとともに、専門的な相談にも対応できる人材を育てていく必要があります。
- 他機関との連携・協働により、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対して、アウトリーチを用いた多面的アプローチを行うなど、積極的に情報や支援・サービスを届けていく必要があります。

■ 情報アクセシビリティの向上

行政では多様な福祉サービスの提供や、多様な団体が福祉活動を実施していますが、その情報を得ることができなければ、活用することはできません。どんなサービスがあり、どういう人が利用できるのか、どんな団体がどのような活動をしているのか、サービスの内容や申請方法、活動団体の内容や参加方法等についての積極的な情報公開を行う必要があります。

市民アンケート調査において、成年後見制度や生活困窮者自立支援法などの認知度は低く、内容まで知っている人はともに 2 割程度となっています。制度やサービスの詳細な内容は、実際に困ったときに知れば良いと考えている人が多いことが考えられます。また、地域における身近な相談相手である民生委員・児童委員についても、年代が低いほど認知度が低いことから、福祉や地域に関することを我が事と感じていない人が多いことが考えられます。

- 性別や年代等に関わらず、すべての住民に万遍なく情報発信をする必要があります。
- だれにでも分かりやすく各サービスの内容や情報が行きわたるよう、ライフステージや当事者の立場を考慮した効果的な情報発信方法について検討していく必要があります。

■ 活動団体等の減少・高齢化

ボランティア団体や地域の活動団体においては参加者が固定化しており、また、登録等はしていても参加していない人も多くなっています。また、活動者自身の高齢化に伴い、登録者・参加者自体が減少傾向にあります。加えて、新規登録・参加の人数は少なく、新たな人材の確保や次のリーダーの育成が課題となっています。

地区懇談会においては、地域のそれぞれの団体がそれぞれで活発に活動をしているものの、災害時対応においては連携・協働して取り組む大きな仕組みが必要との声がありました。また、日頃から、地域の課題や気になる人について、情報共有を行うなど、声をひろう場やつながる場が必要との声も多く挙がりました。

- ボランティア団体や地域の活動団体等の活動が果たす役割はますます重要となっていくことから、活動情報を提供して活動内容をPRするなど、協働・連携して取り組んでいく必要があります。
- いざという時に連携が図れるよう、地域の活動団体同士が定期的集まって情報交換を行うなど、横のつながりを持つために支援をしていく必要があります。

■ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域住民の集いの場や訪問活動など、人と人との対面での交流を伴う活動などを自粛することとなった一方で、電話やオンラインでの交流の増加など、これをきっかけとして、人と人との関わり方は多様化してきています。

市民アンケート調査においても、新型コロナウイルス感染拡大により、外出の機会や友人とのコミュニケーションが減少し、人との交流を避けるようになったと回答した人が多くなっています。一方で、行動範囲を狭めた分、それぞれの家庭でのコミュニケーションが増えたと回答した人も多く、住まいや居住する地域など、身近な範囲への関心やつながりを深める機会となった人も見受けられます。

また、活動団体においては、交流を伴う活動が自粛される中で、地域におけるつながりを維持するためにさまざまな工夫を行っています。

- 感染症対策を徹底しつつ、「新しい生活様式」を取り入れた活動の展開を模索しながら、必要な取り組みを継続していくための情報提供や支援について検討していく必要があります。
- 身近な地域で住民同士がつながるきっかけづくりや新たな関係性の構築に向けて、コロナ禍における課題や取り組みの工夫などについて、情報を共有しておく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域には、高齢者や障がいのある人、子育て中の人、生活に困窮している人など、さまざまな人が生活しています。それらの人々が抱える生活課題は複雑・多様化しており、地域に住む一人ひとりが相互に支え合える地域づくりが求められています。

本計画では、地域に住むさまざまな人や組織、関係団体、事業所などと行政が協働して、市民全体が、互いにかかわりあって、助け合い、ふれあい、自分らしく暮らすことができる福祉のまちづくりをめざし、以下のように基本理念を定めます。

市民だれもが助け合う ふれあい 共生のまち 南あわじ

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

基本目標1 地域の未来を担う人づくり

地域福祉を推進するためには、一人ひとりが地域福祉の担い手として、できる範囲で活動をはじめることが重要です。そのため、福祉の心を身につけ実践につなげていくことができるよう、きっかけづくりを中心として福祉への理解促進につながる取り組みを進めます。

また、地域にはさまざまな人が多様性を持ちながら暮らしています。自分以外の人のことを考えるちょっとした気配りや思いやりの大切さの普及に努め、困っている人がいたら自然に手を貸すことができるような「心のバリアフリー」などを意識し、その多様性について理解を深め、認め合いながら、お互いが支え合い安心して暮らせるまちにするため、福祉の意識を高めていく取り組みを進めます。

課題	取り組みの方向性
○市民の地域に対する関心の高揚 ○地域における地域住民の自主的な活動の継続 ○地域団体等の減少・高齢化に対応した新たな担い手の育成	(1) 福祉意識の醸成 (2) 地域活動への市民参画 (3) 福祉活動の担い手づくり

基本目標2 地域で互いに支え合う仕組みづくり

地域福祉活動を進めるにあたり、市民一人ひとりが地域の一員であることを自覚することが必要です。そのため、人と人との交流を深め、市民同士の良好な関係の構築に向けて、地域を知り、地域福祉活動に参加するように働きかけます。

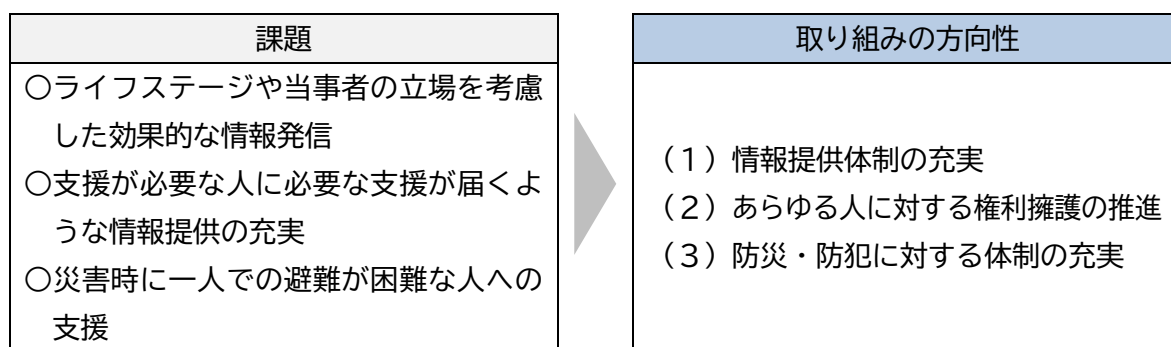
また、地域で活動する団体において重要な役割を担う人材の担い手不足が課題としてあることから、さまざまな機会を捉えて人材の発掘と育成を行いながら、学校や福祉施設、民間事業者等の関係機関・団体との連携・協働を支援し、ボランティア等の活動を推進します。

課題	取り組みの方向性
○身近なところで相談できる機会づくり ○多様化・複雑化する生活課題に対する各相談窓口の連携、人材育成 ○支援が必要な人へのアウトリーチを用いた多面的アプローチ ○ボランティア団体や地域の活動団体等の連携の強化	(1) 地域のつながりづくり (2) 相談支援体制の整備 (3) 多様な福祉サービスの育成・支援 (4) 地域福祉団体・社会福祉協議会への支援

基本目標3 安心して暮らせる環境づくり

地域の中で安定した暮らしを営み、お互いに支え合っていくためには、身近な地域で相談のできる場や機会が必要です。そのため、窓口の充実や相談員の資質向上などに努め、誰もが気軽に相談できる体制づくりを進めるとともに、情報提供の内容や手段などを工夫しながら、必要な情報が容易に入手できる環境づくりを進めます。

また、近年多発している自然災害に備え、避難行動要支援者の避難体制の整備や災害ボランティア本部体制の強化を通じて、子どもから高齢者、障がいを持つ方など地域に暮らす、すべての人が安心して生活ができる環境づくりを進めます。



3 施策の体系

基本目標	施策の方向性	主な取り組み
1 地域の未来を担う 人づくり	(1) 福祉意識の醸成	①福祉に関する教育・学習の場の推進
		②福祉に関する積極的な情報提供
	(2) 地域活動への市民参画	①市民参画への意識啓発
		②市民参画のための体制づくり
		③南あわじ市の特性を活用した地域活動の検討
		④活動拠点の整備
	(3) 福祉活動の担い手づくり	①地域活動を担う人材の育成
		②ボランティア活動の普及・啓発
		③参加につなげる仕組みづくり
		④地域活動を推進するリーダーの発掘・育成
2 地域で互いに支え 合う仕組みづくり	(1) 地域のつながりづくり	①地域の組織・団体の連携
		②地域住民同士の交流促進
		③社会参加の促進
		④世代間交流の促進
		⑤交通手段確保のための対策の検討
	(2) 相談支援体制の整備	①相談支援体制の整備
		②自治会、民生委員・児童委員等との連携
	(3) 多様な福祉サービスの 育成・支援	①ボランティア等への活動支援の充実
		②事業者等への支援の充実
	(4) 地域福祉団体・社会福祉 協議会への支援	①地域活動に関わる各種団体への支援
		②社会福祉協議会の活動への支援
		③福祉事業所や社会福祉法人連絡協議会への支援
3 安心して暮らせる 環境づくり	(1) 情報提供体制の充実	①情報提供体制の充実
		②関係機関との連携
	(2) あらゆる人に対する権利 擁護の推進	①成年後見制度の周知と利用者への支援
		②日常生活自立支援事業の基盤整備
		③各種制度の適切な運用
	(3) 防災・防犯に対する体制 の充実	①防災・防犯等に関する情報提供
		②地域の防災・防犯活動への支援

第4章 施策の展開

基本目標1 地域の未来を担う人づくり

(1) 福祉意識の醸成

人権三法や女性、子ども、高齢者、外国人、性的マイノリティ、過ちから立ち直るために社会的更生に取り組む人などに関わる問題など、社会的弱者に対する偏見や差別のない地域をつくるためには、重要な地域生活課題として位置付けることが必要です。これらの地域生活課題を解決し、地域共生社会の実現に向けては、同じ地域に住む者として、住民同士で助け合い、意識を高めることが必要です。

身近な地域において、子どもや子育て中の人、高齢者や障がいのある人にとって、安全な移動が妨げられている場面もみられます。一般的なマナーやルールをきちんと守ることや、自分以外の人のことを考えるちょっとした配慮や思いやりを持って、みんなで「心のユニバーサルデザイン（自分以外の人のことを考えるちょっとした気配り）」を実践し、誰もが気持ちよく安心して生活できる環境をつくる必要があります。

また、一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持って生活していくためには、小さな頃から自然に福祉の心を身につけることが必要です。大人になってからは、その心にさらに磨きをかけ、実践活動につなげていく必要があります。

《めざす姿》

お互いに理解し、思いやりのこころを持ちましょう

《取り組み内容》

取り組み	内容
福祉に関する教育・学習の場の促進	幼少期から成人期、高齢期に至るまで、すべての生活面において相手の立場を理解しようとする思いやりと優しさをはぐくむ学校教育や生涯学習の充実を図ります。また、ワークショップや参加型学習会の実施など、市民がより主体的に参加でき、学べる場の充実に努めます。
福祉に関する積極的な情報提供	福祉による地域づくりに関する啓発活動や情報の提供を行うことで、市全体の福祉意識の醸成に努めます。また、さまざまな媒体を通して市内の活動事例を紹介するなど、わかりやすい情報提供に努めます。

(2) 地域活動への市民参画

地域福祉を推進するためには、一人ひとりが地域福祉の担い手として、できる範囲の活動を始めることが重要なポイントです。

高齢者や障がいのある人への理解が深まり、ノーマライゼーションという概念は広まりつつあるものの、まだまだ十分浸透していない状況にあります。子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待等も社会問題となっています。虐待の報告件数は氷山の一角であり、実際にはかなりの件数があるのではないかという危機感も指摘されており、虐待等の社会問題に対しては、地域住民の理解・協力と関係機関等との連携がますます必要です。

また、地域住民として、地域活動にも積極的に参加することが求められます。そのため、人と人との交流を通じた住民同士の良好な関係の構築に向けて、地域を知り、地域福祉活動に参加するように働きかけていきます。

《めざす姿》

住民、福祉事業者、企業、商店など、みんなが一緒になって地域活動に参加しましょう

《取り組み内容》

取り組み	内容
市民参画の意識啓発	各種計画等に対するアンケート及び意見募集の実施等を通して、市民と行政の協働による魅力あるまちづくりを推進していくため、市民に対して、市の計画づくりや事業への参加・参画について普及啓発を行い、まちづくりへの関心を高めます。
市民参画のための体制づくり	各種計画等に対するアンケート及び意見募集の実施等を通して、市における事業の計画、実施、評価について、市民が参画でき、十分に意見が反映される体制づくりを行います。
南あわじ市の特性を活用した地域活動の検討	「南あわじ市食育推進計画」との整合性を図り、南あわじ「食のネットワーク」活動等による機会を活用しながら、農業・漁業等の生産に関わる人や団体同士など、「食」を通じた教育、地産地消、健康づくり等の取り組みから、地域の人々が交流する機会を充実させます。また、世代間交流やコミュニティの形成、人づくりなど、「食」に関するあらゆる場を活用した地域福祉の推進を検討します。
活動拠点の整備	市民交流センターをはじめとした、地域のさまざまな資源を活用した活動拠点づくりや、交流、支え合い活動の場づくりへの支援を行います。 また、既存の活動拠点に対しては、人材育成や活動の活性化、ボランティア活動に関する情報提供など、活動の継続及び活動拠点の機能向上を支援します。

(3) 福祉活動の担い手づくり

社会環境の変化に伴い、専門的な知識や経験を持った人材による手助けが必要な場面が増えてきています。

関心は高くても、時間の制約があったり、はじめの一步が踏み出せなかったりする人が多いことから、福祉について学ぶきっかけや、地域の福祉活動を知り、福祉に理解を深め行動するきっかけづくりを進める必要があります。

そのため、福祉に携わる職員の資質向上や新たな人材を育成し確保するほか、有資格者、技能者を発掘するため、資格取得や専門的な知識の習得を支援する仕組みづくりを進めるとともに、新たな地域生活課題への対応に向けた人材等のネットワーク化を図る必要があります。

《めざす姿》

地域住民相互のたすけあい活動により、 身近なところで助け合う体制づくりを進めましょう

《取り組み内容》

取り組み	内容
地域活動を担う人材の育成	地域の社会福祉法人やボランティア団体と連携して、地域で身近な福祉活動を担う人材の育成を支援します。 また、新たな人材の確保に向けて、資格取得や専門的な知識の習得を支援する仕組みづくりを進めます。
ボランティア活動の普及・啓発	ボランティア活動への補助を実施するなど、関係機関との連携のもと、広報誌やホームページ等を活用し、市民に対しボランティア活動の普及・啓発を図ります。
参加につなげる仕組みづくり	地域活動を通して、個々人の生きがいや達成感を見出すことができることを周知し、市民が地域活動に参加する意識を高めます。また、地域活動への参加のきっかけづくりとなる講座や体験事業などをより一層充実し、市民が地域活動に参加する仕組みづくりに努めます。
地域活動を推進するリーダーの発掘・育成	市民の主体的な支え合い、助け合いを促進するため、地域活動を推進するリーダーとしてボランティア活動に意欲の高い市民や、サロン等で主体的に活動をしている市民を発掘・育成する取り組みを支援します。

基本目標２ 地域で互いに支え合う仕組みづくり

（１）地域のつながりづくり

私たちの住んでいる地域はどんな地域なのか、どんな人が暮らしているのか、もっと地域のことに関心を持ち、性別や年齢、国籍、障がいの有無に関係なく、親しく付き合うことができる地域づくりを進めるとともに、お互いに助け合って生活することができる関係を築くことが大切です。

地区懇談会では、住民間や地域の支援組織・団体間における情報交換や課題共有の必要性が挙げられました。専門機関等に出向いての相談をためらう人もいることが予想されることから、相談の場だけでなく、地域の交流機会等を活用し、市民が主体的に生活課題の解決に向けて取り組んでいくことが必要です。また、相談を受けた側もその問題を抱え込むのではなく、必要な情報の提供や課題を抱えた人が適切な支援を受けられるようにつなげていくことが重要です。

《めざす姿》

近所づきあいや日常的な見守り活動を通して、地域のつながりを強め、身近な人のちょっとした変化・異変に気づき、声をかけ、必要な支援につなげましょう

《取り組み内容》

取り組み	内容
地域の組織・団体の連携	ボランティア団体など地域内で活動している各種団体の交流により情報交換や地域の課題を共有するなど、多様化した問題の解決を図るための協力・連携体制づくりを支援し、ネットワークの形成に努めます。 また、地域福祉を推進する上で社会福祉協議会を中心的な組織と位置づけ、地域福祉活動を推進していくために相互に連携を図ります。
地域住民同士の交流促進	ご近所同士のあたたかい関係づくりに向けて啓発を行っていくとともに、さまざまな機会を通して声かけやあいさつ、近所づきあい、見守りなどを大切にしていく機運を高めます。 また、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を取り入れた実施方法を検討するとともに、オンラインでの交流や見守りなど、ＩＣＴツールを活用した新たなつながりの仕組みを検討していきます。

取り組み	内容
社会参加の促進	地域の独居高齢者や障がいのある人、子育て中の親子など、孤立しやすい人々が社会参加できる機会を増やすことで、孤立感の解消や生きがいつくり、健康づくり、介護・認知症の予防などにつなげます。 また、不登校や引きこもりなど、社会に馴染めない生きづらさを抱えた人の居場所づくりを進めます。
世代間交流の促進	年齢や障がいの有無に関係なく、あらゆる人々が交流し、高齢者や障がいのある人にとっては生きがいつくり、子どもにとっては社会性、協調性を養うことにつながるよう、高齢者の知恵や技能を活用した交流や、地域の伝統文化、歴史に触れる活動、親子のふれあいの場の増加など、全世代的な交流活動を促進します。
交通手段確保のための対策の検討	「らん・らんバス」では高齢者及び障がいのある人への運賃を無料化する等の取り組みはありますが、公共交通の確保が困難な地域では、行政や交通事業者だけの取り組みには限界があります。そのため、現在本市における望ましい公共交通のあり方や、基本方針を示す基本的な計画の策定を検討しており、この計画等との整合性を図りながら、企業、福祉関連事業者、地域団体、市民等のそれぞれが各々の役割と責任を果たせるような方策を検討し、課題解決に努めます。

(2) 相談支援体制の整備

近年では、「地域共生社会」という考え方が打ち出されており、地域のだれもが住み慣れた地域でつながりを保ちながら、豊かな地域社会をつくっていくことが求められています。

改正社会福祉法では、地域の人々の抱える課題が複雑化・多様化する中で、制度や分野の縦割りを超えた「地域共生社会」の実現に向け、『重層的支援体制整備事業』が創設されました。

従来の分野別の支援体制において、複合的な課題や狭間のニーズに対応するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することが必須とされています。

本市においても、市全体として本人の気持ちを尊重し、寄り添いながら支援を進めていくために、地域住民や地域の関係機関等と議論・調整を行い、考え方や進め方などを共有しながら進めていく必要があります。

《めざす姿》

ありふれた日常の中で「ちょっと助けて」と言える関係を築きましょう

《取り組み内容》

取り組み	内容
相談支援体制の整備	庁内の相談機能や支援体制のより一層の充実を目的に、「属性にとらわれない」、「断らない」相談体制である『包括的支援体制』を構築するとともに各機関の連携を深め、必要に応じて専門機関にスムーズにつなげられる体制づくりに努めます。また、相談を受ける職員一人ひとりについても専門性の向上をめざします。 『重層的支援体制整備事業』の実施に向けた検討を行い、研修等への参加や関係機関との協議を行います。 また、支援が必要であるにも関わらず、相談がないケースや支援が届いていないケースに対して、アウトリーチや各種相談窓口、支援の周知など、支援者側からの働きかけを行っていきます。
自治会、民生委員・児童委員等との連携	地域における身近な相談機能として、自治会や民生委員・児童委員等との連携を強化し、情報提供や活動支援を推進していきます。

(3) 多様な福祉サービスの育成・支援

介護保険制度や障害者総合支援法に基づく支援制度などのサービスをはじめ市で提供している各種福祉サービスがありますが、これらのサービスでは対応できない潜在化した生活課題があります。

これからの少子高齢社会は、既存の公的サービスの充実だけでなく、公的な福祉サービスだけでは対応できない多様化・複雑化した生活課題への対応やきめ細かいサービスが求められると考えます。

これらの住民一人ひとりの要望や生活実態をより正確に把握するためには、隣近所の声かけや見守り活動などの地域の協力も必要になります。また、一人ひとりの状況に合わせたサービスを提供するためには、公的サービスだけではなく、市民・行政・事業者などが互いに助け合い、支え合っていくことが重要です。

《めざす姿》

さまざまな支援の連携により、誰もが自分らしく地域で暮らしましょう

《取り組み内容》

取り組み	内容
ボランティア等への活動支援の充実	ボランティア等が行う福祉サービスについて、研修の実施や情報の提供を行うなど、福祉に関わるサービスの全体的な充実を図ります。
事業者等への支援の充実	市では事業者の適正な運営と質の向上のための情報提供を実施するとともに、意見交換の場の確保に努めています。 サービス提供事業者等に対し、必要に応じて適切な運営指導や勉強会を行うなど、連携を図りながら、福祉サービスの質の向上を促します。

(4) 地域福祉団体・社会福祉協議会への支援

地域において福祉活動を行っている団体は、社会福祉協議会をはじめ、自治会、企業・事業者、ボランティア団体、障がい者団体、自主防災組織等があり、それぞれがさまざまな活動を行っています。また、取り組んでいる分野も、高齢者や障がいのある人に対する支援、防災・防犯、地域の清掃・美化など多岐にわたっていますが、PRが十分に行えていないため、どんな団体があり、どんな活動をしているのか、十分知られていない団体もあるのが現状です。

地域住民の参加や理解、協力を得て、地域で積極的な活動を行うため、各団体が連携しながら、地域住民との交流を深めていくことが求められています。また、各団体の活動を通して、支援を必要としている人が、地域の中で自立した生活が送れるように支援するとともに、住民や地域に対して積極的にPRし、参加や理解、協力を求めることが必要です。

《めざす姿》

制度の狭間の課題に、みんなで協力して取り組みましょう

《取り組み内容》

取り組み	内容
地域活動に関わる各種団体への支援	地域活動に関わる各種団体が活動に必要な知識や技術を身につけるための研修や講座の開催を支援します。また、地域活動団体が活発な活動を行うため、国、県、市等の補助制度について情報提供を行います。 また、継続的に地域活動を行えるよう、各種団体間の情報共有を支援するなど、ネットワークの強化を図ります。
社会福祉協議会の活動への支援	福祉コミュニティ推進事業の補助を実施するなど、社会福祉協議会の基盤の整備強化に努めるとともに、地域福祉を推進するための財源の確保や、市民参画の促進などを支援します。また、地域活動団体や地域住民の活動について、各々の自主性を尊重しつつ、活動の支援・助言を行います。
福祉事業所や社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）への支援	市内の社会福祉法人（11法人）では、すべての施設で社会的孤立・生活困窮者などあらゆる相談をいったん受け止め、各法人のネットワークを活用した支え合い活動・地域づくり活動を進める中で、これらの問題を解決できる仕組みづくりを目指し、「ほっとかへんネット」を創設しています。 これらの活動について、支援・連携を行っていきます。

基本目標3 安心して暮らせる環境づくり

(1) 情報提供体制の充実

どんなサービスがあるのか、どういう人が利用できるのかなど、制度やサービスに関する情報が行き届いておらず、支援やサービスを必要としている人が必要な制度やサービスを利用できていない状況が考えられます。

誰にでも分かりやすく各サービスの内容や情報が行きわたるよう、当事者の立場を考慮するなど、情報提供の手段や内容などを充実していく必要があります。

《めざす姿》

広報紙などを読み、関心を持って情報を得るようにしましょう

《取り組み内容》

取り組み	内容
情報提供体制の充実	広報誌や市の窓口をはじめ、パンフレットやインターネットなど、多様な媒体の活用を通して、福祉サービス・制度等の周知徹底を図ります。 また、年齢や国籍、障がいの有無に関わらず、すべての人が円滑に情報を取得・利用できるよう、それぞれの特性に応じた必要な配慮を行います。
関係機関との連携	保健・医療・福祉に関する必要なサービスの情報がいつでも、どこでも入手できるよう、関係機関と連携し情報提供体制を整備していきます。

(2) あらゆる人に対する権利擁護の推進

人権三法の問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、外国人、性的マイノリティ、過ちから立ち直るために社会的更生に取り組む人など、あらゆる差別や偏見に基づく行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。

近年では、情報化社会の進展に伴うインターネット上の差別書き込みの増加、また、新型コロナウイルス感染症の罹患者やその家族、医療従事者に対する差別も社会問題となっているところ

です。
国では、平成28年(2016年)4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」という、差別を解消するための3つの法律が施行されました。本市においても、引き続き人権教育研究協議会や社会福祉協議会等の関係機関と連携し、当たり前の権利が守られる社会の実現のため、権利擁護につながるさまざまな施策に取り組めます。

《めざす姿》

さまざまな困難を抱える人の人権を尊重する意識を定着させましょう

《取り組み内容》

取り組み	内容
成年後見制度の周知と利用者への支援	成年後見制度について周知啓発を行い、適切な利用促進を図ります。また、地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センター及び民生委員・児童委員と連携して、利用しやすい基盤整備を図るとともに、対象者の把握や利用者支援を推進します。 また、権利擁護支援を必要とする方を迅速に適切な支援につなげることができるよう、全体のコーディネートを担う「中核機関」の設置に向けて検討を行います。
日常生活自立支援事業の基盤整備	判断能力が十分でない人が地域において自立して生活ができるよう、福祉サービスの利用援助や金銭管理など利用者の権利を擁護するため、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業について、普及、啓発を図ります。
各種制度の適切な運用	民生委員・児童委員などの関係機関と連携しながら、生活保護制度をはじめとした各種事業の適切な運営を図ります。

(3) 防災・防犯に対する体制の充実

災害等の発生時には、マニュアルどおりに行動できない可能性はあるものの、いざというときに役立つ知識を身につけておき、地域の力で救助や避難ができる体制を確立しておく必要があります。そのためには、防災訓練や災害に備えた体制づくりが必要です。

市では、支援がなければ避難できない在宅の方で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない方等を対象に、「避難行動要支援者名簿」の作成を行っています。この名簿による登録者の情報を防災関係機関等と共有し、災害時における情報の伝達や安否確認、避難支援などに活用するとともに、日頃の見守り活動や助け合い活動に活用していく必要があります。

また、災害時には避難情報や災害情報が的確に伝わる連絡体制の整備を望む人が最も多く、必要な人に必要な情報が届くよう、的確な情報伝達を行っていく必要があります。そのためには、障がいの有無やその特性に応じた配慮についても工夫が必要です。

《めざす姿》

一人ひとりの防災意識や地域の防災力を高めるとともに、
非常時や緊急時に、地域で助け合う体制を整えましょう

《取り組み内容》

取り組み	内容
防災・防犯等に関する 情報提供	防災や防犯に関する緊急情報を迅速に地域に知らせられるよう、体制づくりに努めます。また、災害時の避難場所についても、市民が確実に情報を得られるような情報提供体制を検討します。
地域の防災・防犯活動 への支援	地域の自治会、自主防災組織、消防団等を中心に、防災・防犯活動に対し支援を行います。また、地域における既存の活動の充実を通して、災害時や緊急時における市民同士の相互扶助の仕組みづくりを促進するための支援を行います。 さらに、災害時の避難に支援が必要な人に対しては、名簿作成だけでなく、一人ひとりの状況の把握を行うとともに、個別避難計画の作成に取り組みます。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の周知

地域福祉は、本市で生活を営む地域住民が中心となって進めていくものであるため、一人でも多くの住民に計画内容の理解と協力を求めていく必要があります。

広報紙や市のホームページなどを活用し、住民への周知を図るとともに、民生委員・児童委員や自治会・隣保などに具体的な活動事例などを紹介しながら、理解と協力を求めていきます。

2 協働による計画の推進（それぞれの役割）

本計画を推進していくために、住民・地域組織、福祉サービス事業者、社会福祉協議会及び行政が、計画で位置づけられたそれぞれの取り組みを認識し、施策を展開する中で連携し、協働して進めます。

（1）市民の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員のひとりであることを自覚することが大切です。

困っている人がいれば、支援を求め合える・支え合える地域関係をつくっていくため、地域社会の構成員のひとりとして、声かけやあいさつ、ちょっとした手伝いなど自分がすぐにでも取り組めることから始め、各種研修や講座、地域での集まり、地域活動、ボランティア活動などへ積極的に参加するなど、活動へつながる第一歩を踏み出していくことが期待されます。

（2）民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、地域の人々が自立して暮らすためのさまざまな支援を行うとともに、安心して暮らせるまちづくりを進める役割を果たしてきました。民生委員・児童委員には「社会福祉に関する活動を行う者」として地域福祉の推進に努めることが期待されています。

また、虐待や暴力、ホームレス等の問題をはじめ、現在の公的な制度では対応が困難な問題を抱えている人などを早期発見・相談・支援へとつなぐ、より地域に密着した身近な地域福祉の担い手として期待されています。

（3）自治会・隣保の役割

地域福祉を推進していくうえで、地域の防災・防犯活動や住民相互の親睦を深める交流活動などについては、自治会・隣保の役割がより一層重要となっています。さらに、民生委員・児童委員とも連携を深めながら、より安全で住みよい、魅力あふれる地域づくりに取り組むことが期待されています。

(4) 老人クラブの役割

老人クラブは、高齢者の健康づくりや生きがいでだけでなく、高齢者の地域における見守り・友愛訪問やサロンなど、地域で助け合い・支え合いの活動を担うとともに、高齢者が培ってきた知識や経験を活かした社会活動を通し、地域づくりを進めていく中で重要な役割を担っています。

さまざまな活動を進める中において、地域の関係機関・団体等と協働しながら、社会参加による日常生活の困りごとの把握や見守り支援、新たな地域生活課題への対応など、地域活動の担い手としての機能も期待されています。

(5) ボランティア・NPO等の役割

ボランティア、NPOは、市民に最も身近な団体であり、市民が活動への第一歩を踏み出すためのきっかけを提供する団体として期待されます。

また、地域でさまざまな福祉活動を行っている団体と連携を図り、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、地域の福祉ニーズへの対応を図る活動団体としての役割が期待されています。

(6) 福祉施設・福祉関係事業者の役割

福祉関係事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携等に取り組むことが求められています。また、福祉施設等においては、施設や施設利用者と地域との距離がより縮まるよう、積極的な発信を行なうとともに各サービス事業者間や地域との連携を図り、地域福祉の拠点となることが期待されています。

今後、ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している社会貢献事業のさらなる充実や新しいサービスの創出を図るとともに、地域の一員として地域活動へ参加し、より一層の交流や相互の理解が深まることが望まれます。

(7) 社会福祉協議会の役割

市民、事業者、市などがそれぞれの役割を果たすとともに、地域福祉の向上に向けて協働して取り組むことが必要です。

今後、地域の福祉活動の推進役である社会福祉協議会が、より一層中心的な役割を果たしていくことが求められます。そのため、円滑な福祉活動、福祉サービスの提供が行えるよう、社会福祉協議会の機能を強化します。

また、本計画と連動している、地域福祉推進計画を策定し、多くの方が参画する地域福祉を推進します。

(8) 行政の役割

公的な福祉サービスが、必要とするすべての人に行きわたり、適切に利用されるよう、市民やサービス事業者等と協働しながら、福祉ニーズを把握し、それに応じたサービスが提供される体制の整備を行っていく役割があります。

また、市民やボランティア、NPO、社会福祉協議会、事業者等の民間団体の地域福祉活動が活発に行われるよう、普及・啓発や情報提供、支援などの環境整備を行っていく必要があります。

さらに、公的な福祉サービスと市民やボランティア、NPO等の自発的な福祉活動を結びつけ、調整するなどの中心的な存在としての役割を果たすとともに、さまざまな福祉ニーズに対応できる拠点の整備についての必要性も検証し、個性豊かな地域づくりの支援を行っていきます。

3 社会福祉協議会との連携

市民、事業者、市などがそれぞれの役割を果たすとともに、地域福祉の向上に向けて協働して取り組むことが必要です。

そのためには、まず地域福祉の推進役である社会福祉協議会が、より一層中心的な役割を果たしていくことが求められることから、行政と社会福祉協議会との連携を強化していきます。また、その連携の一環として、社会福祉協議会において策定される「地域福祉推進計画」の実行について支援します。

4 計画の進行管理と評価

本計画は、「計画（Plan）⇒ 実施（Do）⇒ 点検・評価（Check）⇒ 改善（Action）」のPDCAサイクルに基づき、計画に記載した取り組みについて、定期的に進捗状況の確認及び評価を行い、計画を着実に推進していきます。

また、新たな方向性や取り組みなどが出てきた場合には、計画期間中であっても内容の見直しに柔軟に対応することとし、常に実効性の高い計画となるよう努めます。

資料編

1 計画策定の経過

日 時	項 目	内 容
令和3年(2021年) 2月2日	第1回 南あわじ市地域福祉 計画策定委員会	○講話「地域福祉計画について」 【協議事項】 ・地域福祉計画について ・策定スケジュールについて ・アンケート調査票の内容について
3月1日～ 3月31日	市民アンケート調査 の実施	市民の地域福祉に関する現状や意見を把握し、市の施策 や計画の基礎資料とするために実施 (調査の実施・結果概要については、第2章「2 アンケート 調査等からみる南あわじ市の状況」を参照)
7月13日	第2回 南あわじ市地域福祉 計画策定委員会	○南あわじ市地域福祉計画・社協地域福祉推進計画の 概要と進捗について(社会福祉協議会と合同開催) 【グループワーク】 ・地域の現状、活動を進めていく上での課題について
8月4日・10日	地区懇談会の実施	地域住民の意見交換、地域内のさまざまな福祉活動者等 の連携するきっかけづくりとして市内4地区で実施 (実施・結果概要については、第2章「2 アンケート調査等 からみる南あわじ市の状況」を参照)
10月7日	第3回 南あわじ市地域福祉 計画策定委員会	【協議事項】 ・南あわじ市第2期地域福祉計画の骨子案について
12月3日	第4回 南あわじ市地域福祉 計画策定委員会	【協議事項】 ・南あわじ市第2期地域福祉計画の素案について ・市民からの意見募集について
令和4年(2022年) 1月1日～ 1月31日	パブリックコメント の募集	
2月10日～ 2月22日	第5回 南あわじ市地域福祉 計画策定委員会 (書面開催)	【協議事項】 ・第2期南あわじ市地域福祉計画の承認について

2 南あわじ市地域福祉計画策定委員会条例

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第1項に規定する地域福祉計画を策定するため、南あわじ市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域福祉に優れた識見を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から地域福祉計画が策定されるまでの期間とする。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

(会議召集の特例)

- 2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、委員を委嘱した日以後最初に開かれる会議は、市長が召集する。

附 則（平成 27 年条例第 10 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年条例第 5 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

3 南あわじ市地域福祉計画策定委員名簿

(順不同・敬称略)

分野	氏 名	所属・役職	備考
社会福祉	杉 山 麻由美	南あわじ市社会福祉法人連絡協議会 特別養護老人ホーム緑風館 施設長	委員長
	山 口 勇 樹	南あわじ市社会福祉協議会 事務局長	副委員長
	山 田 清	南あわじ市民生委員・児童委員連合会 会長	
	宮 野 節 子	南あわじ市民生委員・児童委員連合会 代表主任児童委員	
	市 川 富 夫	南あわじ市老人クラブ連合会 会長	
	高 原 良 之 (R3.2.2～R3.3.31)	南あわじ市身体障害者福祉協会 会長	
	橋 本 剛 旺 (R3.4.1～R4.3.31)		
	岸 上 三 貴	南あわじ市子育て学習・支援センター インストラクター	
保健医療	中 村 善 之	訪問看護事業所「看護り処 花もり」 所長	
まちづくり	赤 松 照 美	朗読ボランティア「ひこばえグループ」 代表	
	杉 本 龍 亮	南あわじ市商工会 専務理事	
	楠 木 扶実子	あわじ島農業協同組合 営農課主任	
	川 口 佳 子	津井地域づくり協議会 委員	
行政	亀 山 美矢子	兵庫県洲本健康福祉事務所 所長補佐・地域保健課長	
	西 庄 登	南あわじ市福祉事務所 所長（市民福祉部長）	

《アドバイザー》

分野	氏 名	所属・役職	備考
学識経験者	戸 田 達 男	兵庫県社会福祉協議会 地域福祉部長	

4 用語解説

あ 行

アウトリーチ

「手を差し伸べること」の意味で、援助が必要であるにも関わらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。

NPO

「NonProfit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略。民間非営利組織のことをいう。営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。

か 行

核家族

一組の夫婦と未婚の子からなる家族のこと。日本において少子高齢化の進行により核家族の割合は増加傾向にある。

協働

住民・行政・企業など複数の主体が、それぞれの特性を認識し尊重し合い、資源を出し合いながら、対等な立場で、地域の課題解決など共通の目的に向け、連携・協力すること。

ケアマネジャー

介護支援専門員。介護保険制度に基づき介護が必要な方や、要介護状態が悪化しないようにケアマネジメントを行う専門職種。

権利擁護

人間としての権利を保障すること。高齢者や障がいのある人など社会的に不利な立場にある人々に対する人権侵害（財産侵害や虐待等）を防ぐことや、自己の権利やニーズを表明することが困難な人に代わって援助者が権利やニーズを表明（代弁）すること。

合理的配慮

障がいのある方々の人権が障がいのない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。

さ 行

サロン

地域の中で仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、福祉教育の場等へと広がる可能性を持つ。

社会福祉協議会

住民の福祉向上を目的として、地域住民、公私の福祉関係機関・団体により構成された社会福祉法人。社会福祉法において、社会福祉協議会が地域福祉推進の核として位置づけられている。

社会福祉法

わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

新型コロナウイルス感染症

人に感染する7つ目の「コロナウイルス」として新たに見つかった「新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）」による感染症（COVID-19）のこと。

生活困窮者自立支援制度

平成27年（2015年）4月から始まった制度で、社会情勢が変化する中で、これまで支援が十分ではなかった生活保護受給者以外で生活に困窮されている人への支援（第2のセーフティネット）を強化する趣旨のもの。

生活保護制度

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

セーフティネット

セーフティネット（安全網）とはもともとサーカスの空中ブランコの下に張られたものから由来しており、傷病や失業、貧困など個人の生活を脅かすリスクを軽減し、保障を提供する社会的な制度やプログラムを総称してセーフティネットという。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにしたりするなど、これらの人を不利益から守る制度。

相談支援事業所

日常生活上の支援を必要とする障がいのある人やその家族等に対し、窓口による相談や家庭訪問による相談等を行う事業所。

た 行

ダブルケア

親の介護と育児を同時に行うこと。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域コミュニティ

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと。

地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療、介護、福祉サービスを含むさまざまな生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制。

地域包括支援センター

保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士の3職種が配置され、高齢者やその家族からの相談、ケアプランの作成、介護予防の推進、介護者の支援、認知症ケア、高齢者の権利擁護などに取り組んでいる。

な 行

認知症

個人のそれまでに発達した知能が、脳の後天性障がいにより持続的かつ比較的短期間のうちに低下し、日常生活に支障をきたすようになること。大きく、脳血管性のものとアルツハイマー病に区別される。

ニート

職に就かず、又求職活動もせず、通学もしていない、15歳から34歳の無業者のこと。

ノーマライゼーション

障がいの有無や性別、年齢の違いなどによって区別をされることなく、子どもも女性も男性もすべての人々が、人種や年齢、身体的条件に関わりなく、自分らしく生きたいところで生き、したい仕事や社会参加ができること。

は 行

8050 問題（はちまるごーまるもんだい）

80 代の親とひきこもり状態の 50 代の子が同居する世帯の孤立・困窮化に伴うさまざまな問題。全般に社会との接点が少なく、高齢の親が無収入の子を預貯金や年金で支えているという世帯が多い。

パブリックコメント

市の基本的な政策や制度を定める計画や条例を決める際に、案を公表し、市民のみなさまから提出していただいたご意見・情報を考慮して意思決定を行う手続きのこと。

バリアフリー

もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障がいのある人だけではなく、すべての人にとって日常生活の中に存在するさまざまな（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられている。

ひきこもり

「さまざまな要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊等）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念」と定義されている。

フリーター

15～34 歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、パート・アルバイトで就業中、または、完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」、家事も通学もしていない者のうち、就業内定しておらず希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の人のこと。

ボランティア

個人の自由な意思によって、金銭的対価を求めず、社会的貢献を行うこと、及びそれに携わる人のこと。ボランティア活動は、「自発性・無償性・利他性」を原則としているが、学校教育等の一環としてのボランティアや有償ボランティアもある。

ま 行

マニュアル

一般的には、初心者や未経験者がいることを適切に行うための方法や基準、個々の役割等を解説した文書のこと。

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。

や 行

ヤングケアラー

家族の介護や世話に迫られる18歳未満の若者や子どものこと。

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、文化、言語、国籍、能力、障がいの有無などの違いに関わらず、すべての人が使いやすいように建築（設備）・製品・情報などを設計（デザイン）すること、またそれを実現するためのプロセス（過程）。

わ 行

ワークショップ

多様な価値観や考え方を受け入れ、参加者の立場や年齢の違いに関わらず、誰もが自由に意見を言いやすく、形式張らないよう工夫された会議の手法。住民参加型のまちづくりなどで、合意形成のために使われることが多い。

第2期 南あわじ市地域福祉計画

発行年月：令和4年3月

発行：南あわじ市 市民福祉部福祉課

住所：〒656-0492

兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地 1

電話：0799-43-5216

F A X：0799-43-5316

メール：fukushi@city.minamiawaji.hyogo.jp
